

令和3年第3回定例会
五ヶ瀬町議会会議録

開 会 令和 3年 9月 3日

閉 会 令和 3年 9月17日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和3年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)
令和3年9月3日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期の決定について
日程第 3. 諸般の報告
日程第 4. 行政報告
日程第 5. 報告第20号
専決処分の報告について
(工事請負契約の変更について)
日程第 6. 報告第21号
五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について
日程第 7. 報告第22号
五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について
日程第 8. 議案第43号
五ヶ瀬町教育長の任命同意について
日程第 9. 議案第44号
五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について
日程第10. 議案第45号
令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11. 議案第46号
令和2年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
日程第12. 議案第47号
令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
日程第13. 議案第48号
令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第14. 議案第49号
令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
日程第15. 議案第50号
令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
日程第16. 議案第51号
令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17. 議案第52号
五ヶ瀬町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用
に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第18. 議案第53号
五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について
日程第19. 議案第54号
五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例の一部改正に
ついて

- 日程第 20. 議案第 55 号
五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 21. 議案第 56 号
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第 22. 議案第 57 号
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 23. 議案第 58 号
令和 3 年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 24. 議案第 59 号
令和 3 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25. 議案第 60 号
令和 3 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 26. 議案第 61 号
令和 3 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 27. 議案第 62 号
令和 3 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 28. 議案第 63 号
五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画の認定について

○ 出席議員（9名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	8 番 秋本 良一 議員
9 番 甲斐 政國 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	小迫 幸弘	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜
--------	-------

午前9時58分開会

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから令和3年第3回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

御報告します。

本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。

次に、本日の会議に、事前許可を受けたもの限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、田中春男議員、4番、太田保義議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から17日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から17日までの15日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、6月から8月の例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、令和3年8月11日付、受理番号第7号、赤谷上水道組合組合長西本英幸氏から提出のあった五ヶ瀬町赤谷上水道組合の五ヶ瀬町水道の整備について及び、令和3年8月30日付、受理番号第8号、五ヶ瀬町商工会会長秋本良一氏から提出のあった商工業の振興及び、地域経済の活性化に関する要望については、お手元に配付しております写しのとおりであります。

本2件については、総務農林常任委員会に付託しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

令和3年第3回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たり、本年6月定例会以降の行政経過について御報告を申し上げます。

今回の行政報告については、1、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の状況について、2、第2期五ヶ瀬町スマートライフプランについて、3、役場新庁舎建設の状況について、の3点について御報告をさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の状況について御報告させていただきます。

本町では、5月6日からの医療従事者への接種を皮切に、5月10日からは高齢者への接種を始めまして、7月27日に65歳以上の高齢者及び医療従事者の接種を終えました。

65歳以上の方の接種率は、2回の接種を終えた方で82.9%となっております。

そして、8月10日からは64歳以下を対象に接種を進めている状況でございまして、12歳までの方の接種を終える時期は、11月8日を予定しております。

その後、接種を受けなかった方を対象に予備日を設けておりますので、その予備日を含めると、12月1日が最終日となる予定でございます。

また、ワクチンの納入状況につきましては、不足することなく、本町が要求する時期には納入できておりますので、予定どおりの接種が可能となっております。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の状況につきましては以上でございます。

次に、第2期五ヶ瀬町スマートライフプランについて御報告を申し上げます。

本町では昨年度まで、第5次五ヶ瀬町総合計画の重点戦略に基づき、五ヶ瀬町スマートライフプランに沿って循環型低炭素社会を実現するための施策を展開してまいりました。

本年度から新たな第6次総合計画がスタートすると同時に、五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例の失効期限を10年間延長したことに伴い、第2期のスマートライフプランの策定を進めてまいりました。

このほど策定作業が終了しましたので、本計画について御報告をさせていただきます。

本計画の策定に当たっては、共通認識を持った全庁的な取組をするため、各担当課長、所属長で組織するスマートライフプラン課長会議を設け、各課間の調整、計画案の審議、及び計画の決定を行ってまいりました。

具体的な計画案の策定作業は、各関係課の担当で組織する担当者レベル会議を設置し、第1期

計画を新たな時代に沿った形に見直しを図りつつ、第6次総合計画と整合させた上で第1期計画が推進し、難しかった反省点を踏まえ、具体的な施策内容の検討を行い策定してまいりました。

それでは、本計画の要旨に沿って御報告をさせていただきます。

まず、基本的事項では、地球温暖化対策の推進に関する法律第4条に基づく施策及び同法第21条第1項に準じた計画並びに本町基本条例第7条に基づく実施計画とすべく、新たな地球温暖化対策、脱炭素社会実現の視点を加え、持続可能な地域づくりを推進することを目的とすることをうたっております。

低炭素社会実現のための基本方針では、各用語の定義に加え、地球温暖化防止及び脱炭素社会、循環型社会、再生可能エネルギー、環境教育・意識啓発及び森林資源を活用した交流及び人口減少対策の5つを具体的施策の柱とすることを掲げております。

それぞれの具体的施策では、現況の分析を踏まえ、その対策に向けた取組を洗い出し、実施すべき事業計画を各施策ごとに掲げさせていただいております。

この5つの具体的な施策を展開していく体制として、前計画を推進する上で年数の経過に伴い計画の意義が薄れつつあったことを反省点として、新たに低炭素社会推進委員会を設置し、次年度予算編成前に事業内容の検討を行いつつ進めることを盛り込んでおります。

本計画の実施期間は、基本条例の失効期限に沿って令和3年度から令和12年度の10年間とさせていただきます。

本計画の施行を契機として、国の2050カーボンニュートラルの趣旨に沿って、本年10月1日において五ヶ瀬町ゼロカーボンシティ宣言をさせていただき、町民一丸となり低炭素社会の実現を五ヶ瀬から全国に発信してまいります。

以上が、第2期五ヶ瀬町スマートライフプランに関します御報告です。

そして最後に、役場新庁舎建設の状況について御報告を申し上げます。

役場新庁舎建設につきましては、去る7月15日に建物本体の完成検査を実施し、請負業者に検査時の指摘個所の手直しを行っていただき、7月30日に建物本体の引渡しを受けたところであります。

その後、8月1日からは家具付器類の搬入を開始し、現在は電算機器等の搬入並びに機器調整を行っているところです。

今後の予定としましては、9月10日に、コロナ感染対策を配慮し、規模を縮小しての落成式を執り行い、11日から12日にかけて、同じく感染防止対策を徹底した上での町民限定の新庁舎内覧会を行う予定としております。

その後、9月27日に現役場庁舎の閉庁舎を行い、翌日の9月28日に新庁舎開庁式後に新庁舎での業務開始となります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

報告事項が3件、人事案件が2件、令和2年度一般会計及び特別会計の決算認定が7件、条例の制定及び一部改正が6件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算が5件、五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画の認定が1件となります。

慎重なる審議を頂き、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） これで、行政報告は終わりました。

日程第5. 報告第20号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第5、報告第20号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題としたいと思います。

本件について、町長からの説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 報告第20号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事における請負代金額の変更であります。同工事は、令和2年1月31日に契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、建設工事における施工方法及び各工柱における、意匠的に変更を要するもの、利便性、安全性を向上させるために変更を要するものなど、変更が生じたことから、請負代金金額について15億2,350万円から1,291万2,458円を増額、15億3,641万2,458円に変更し、7月20日付で専決処分をしたものです。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま本件の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これで、報告第20号の報告を終わります。

日程第6. 報告第21号

日程第7. 報告第22号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第6、報告第21号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について及び日程第7、報告第22号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について、町長から報告を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 報告第21号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について、御報告を申し上げます。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度の決算数値に基づき算定された、実質赤字比率など4つの財政健全化判断比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

以上で、報告を終わります。

報告第22号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について、御報告を申し上げます。

このたびの報告は、財政健全化判断比率の報告と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により令和2年度の決算数値に基づき算定された、それぞれの地方公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま町長より報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

なお、本2件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告のみでありますので、御了承願います。

日程第8. 議案第43号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。

日程第8、議案第43号五ヶ瀬町教育長の任命同意についてを議題とします。

ここで、渡木秀明教育長の退場を求めます。

〔渡木秀明教育長 退席〕

○議長（甲斐 政國君） 本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第43号五ヶ瀬町教育長の任命同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得ることとされています。

令和3年4月1日から教育長として御尽力いただいております渡木秀明氏の任期が、前教育長の残任期間である令和3年10月1日までとなっていることから、引き続き御尽力いただきたく、要請いたしましたところ、内諾を得ましたので、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、令和3年10月2日から令和6年10月1日までの3年間となり

ます。

渡木秀明氏の略歴は、お手元の資料のとおりであります。人格、識見ともに、本町の教育行政に携わっていく者として、適任者と考えます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第43号五ヶ瀬町教育長の任命同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、渡木秀明教育長の退場を解きます。

〔渡木秀明教育長 着席〕

○議長（甲斐 政國君） 本件については、原案のとおり同意することに決定しましたので、ここで渡木秀明教育長の発言を許します。教育長。

○教育長（渡木 秀明君） ただいま、引き続き教育長として任命いただき、感謝申し上げますとともに、発言の機会を与您いただきました。ありがとうございます。

4月の就任以来、読解力、リーディングスキルの向上やICTの活用推進、キャリア教育の充実等の目標を掲げ、町内教職員研究チームを組織し、大学や県教育委員会の協力を受けながら研究を進めているところでございます。

一方で、コロナ禍において、特に現在の変異株による第5波は、低年齢層への感染に重大な懸念が示されており、学校現場もこれまで以上の配慮と工夫をもって、日々の学校運営に当たっている状況でもございます。

このような厳しい状況ではありますが、だからこそ、新しい時代を見据え策定した五ヶ瀬教育グランドビジョンの下、これからも五ヶ瀬町のお一人お一人を大切に思いながら、学校教育、社会教育の振興はもちろん、芸術、文化、スポーツの振興等に全力で取り組んでまいります。

私自身微力ではございますが、未来に向けての人づくり、町づくり、目指す笑顔でつながる町五ヶ瀬の実現に向け、これからも誠心誠意力を尽くしてまいります。どうか引き続き皆様方の御指導、御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第9. 議案第44号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第9、議案第44号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第44号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を得て任命することとなっております。

これまで御就任をいただいております興柁浩幸氏の任期は、9月25日をもって任期満了となることから任命を行うものであります。

引き続き就任を要請いたしましたところ、内諾をいただきましたので、任命同意の提案を行うものであります。

なお、任期につきましては、令和3年9月26日から令和7年9月25日までとなっております。

興柁浩幸氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第44号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに

決定しました。

日程第10. 議案第45号

日程第11. 議案第46号

日程第12. 議案第47号

日程第13. 議案第48号

日程第14. 議案第49号

日程第15. 議案第50号

日程第16. 議案第51号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第10、議案第45号令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第51号令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第51号までの7件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本7件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第45号令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度五ヶ瀬一般会計は、歳入決算額6億2,770万3,085円、歳出決算額6億5,503万8,808円で、歳入歳出差引き2億3,266万4,277円となっておりますが、このうち繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は2,888万3,277円となりました。

歳入の状況ですが、町税につきましては、固定資産税等の増加や収納率の向上により、収入額は前年度比3.4%増の2億9,528万2,000円となりました。

地方譲与税は、森林環境譲与税の増額により、前年度比33.7%増の8,189万7,000円となりました。

地方交付税は、普通交付税、特別交付税ともに増額となり、前年度比8.4%増の2億9,437万2,000円となりました。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策のための定額給付金、地方創生臨時交付金などにより、前年度比134.4%増の9億8,108万8,000円となっています。

県支出金は、前年度比4.2%減の4億7,157万4,000円となりました。

繰入金につきましては、ふるさとづくり基金、五ヶ瀬町応援基金及び佐伯勝元教育基金から各種特定事業へ加えて、公共施設等整備基金から新庁舎建設事業に充当するため4億4,331万6,000円の繰入れを行っております。

また、地方債につきましては、従来の普通建設費に加えて新庁舎建設やデジタル防災行政無線整備事業等の財源として借入れを行い、前年度比122.6%増の14億1,739万3,000円となっております。

次に、歳出について目的別に構成比の高い経費から見てみますと、総務費24億9,385万6,000円で41.2%、民生費7億2,933万3,000円で12%、農林水産業費6億2,520万8,000円で10.3%、教育費4億1,035万円で6.8%、衛生費3億9,349万8,000円で6.5%、公債費3億8,700万6,000円で6.4%、土木費3億5,116万9,000円で5.8%となっております。

また、財政状況による性質別の経費につきましては、公債費が前年度比11.2%増になるなど、義務的経費全体では前年度比6.2%増の14億3,448万2,000円となっております。

主な要因としましては、新庁舎建設及びデジタル防災行政無線整備等の事業の施行に起因しています。

以上が、一般会計決算の概要でございます。

次に、決算状況についてであります。財政の弾力性を表す経常収支比率は、89%と、平成31年度と比べ5.1ポイント改善する状況となっております。

また、令和2年度末の一般会計の地方債残高は、前年度末に比べまして10億3,898万1,000円増加し、41億3,967万6,000円となりました。

令和2年度末の基金残高においては、ふるさと応援寄付金による五ヶ瀬町応援基金、地方財政法第7条に基づく減債基金、資金運用益による財政調整基金及び森林環境譲与税基金では積み立てた一方、佐伯勝元奨学金をはじめとする事業に活用するため、佐伯勝元教育基金、人材育成事業への充当を行うふるさとづくり基金、新庁舎建設に伴う財源確保による公共施設等整備基金では取崩しを行っております。

基金全体では、前年度比で3億7,860万1,000円減少し、28億6,969万6,000円となりました。

また、さきに報告させていただきました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標は、全て基準を満たし、健全性を維持いたしております。

これらのことから、五ヶ瀬町の財政状況は引き続き健全な状態を維持しているものと考えておりますが、経常収支比率が硬直化傾向で推移しており、主要な一般財源であります地方税や地方交付税は、新型コロナウイルス感染症対策における大規模な国債発行等、国の方向性に大きく影

響され、今後の五ヶ瀬町の財政見通しには先行きの見えない部分もございます。

したがって、引き続き事業の選択と集中を徹底するとともに、健全な財政の堅持に努めていかなければなりません。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして、それぞれの担当課長から詳しく説明をさせます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第46号令和2年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計の歳入総額は1億3,290万4,082円、歳出総額は1億3,268万1,955円で、歳入歳出差引残額は22万2,127円となっております。

まず、決算書212ページの歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料につきましては、各簡易水道の水道使用料、赤谷・坂本・兼ヶ瀬水道組合からの水質検査手数料となっております。その他、一般会計繰入金、前年度繰越金、雑入及び町債となっております。

次に、決算書214ページの歳出について御説明いたします。

簡易水道費につきましては、主なものとして、水道施設の保安管理委託料、坂狩遠方監視装置改修に係る委託料、五ヶ瀬町役場新庁舎配水施設整備に係る工事請負費、その他需用費、役務費となっております。

公債費につきましては、長期借入償還金の元金及び利子となっております。

決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から御説明を申し上げます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第47号令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

国保財政の安定的運営のため、財源の確保と医療費の抑制に努めてまいったところであります。

その事業運営を決算書228ページの歳入から御説明いたします。

歳入の要となります国民健康保険税は、前年度比3.4%の減となりました。収納率につきましては、全体で89.30%で、前年度比より4.6%増加しております。

繰入金につきましては、人件費、事務費、保険税軽減措置及び保険者支援としての保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業などの、一般会計からの法定内繰入れであります。

諸収入は、国保税の延滞金、保険過誤給付の返納金が主なものであります。

続きまして、232ページの歳出を御説明いたします。

国保事業の63%の支出額を占める保険給付費は、前年度比8.4%の減であります。

国民健康保険事業費納付金は、県へ納める納付金であります。

保健事業費につきましては、主に特定健康診査及び特定保健指導を実施しており、前年度比0.22%の増であります。

諸支出金につきましては、直営診療施設勘定繰出金が主な支出であります。

決算額は、歳入総額6億4,984万4,837円、歳出総額6億2,312万579円、差引残額2,672万4,258円を翌年度へ繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第48号令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度の診療報酬改定においては、診療報酬がプラス0.55%、薬価がマイナス0.99%、材料がマイナス0.2%でありました。医療機能の分化、強化、連携や、医療と介護の役割分担と切れ目のない連携を進めることを基本的視点に、医師等の働き方改革の推進や、質の高い医療と制度の安定性・持続可能性の向上に改定のポイントが置かれました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療を取り巻く情勢は一変し、全国の医療機関は、政府が示した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき医療提供体制を維持し、いまだなお未知の感染症と対峙している状況であります。

このような状況にありながらも、西臼杵地域公立病院部会での協議におきましては、引き続き検討を進め、3病院ごとに西臼杵地域医療における問題点解決プランを令和2年10月に策定し、外部識者による西臼杵郡における地域医療のあり方検討委員会へ諮問するまでに至りました。

当院では、引き続き、国保直診としての本来の役割である、予防医療を全うするという観点から、また、経営改善の一環として、健診事業や予防接種事業等の公衆衛生活動にも福祉課や教育委員会と連携し取り組んでまいりました。

常勤医師の派遣も継続され、整形外科及び耳鼻咽喉科医師を含めた診療体制を維持いたしました。

今後も関係機関とのさらなる連携を図り、町民が安心して利用できる病院づくりに努めてまいります。

それでは、決算状況につきましては、ページを追って御説明いたします。

決算書1ページ、収益的収入は、病院事業収益、決算額5億8,322万1,330円、内訳は、医業収益4億918万6,230円、医業外収益1億6,043万5,100円、特別利益1,360万円となっております。

2ページ、収益的支出では、病院事業費用、決算額5億9,187万2,712円、内訳は、医

業費用5億6,629万6,558円、医療外費用752万7,332円、特別損失1,804万8,822円となっております。

3ページ、資本的収入、決算額は1億440万円で、内訳は、町負担金6,139万9,000円、繰入金4,064万1,000円、補助金236万円となっております。

4ページ、資本的支出、決算額は1億7,155万2,400円、内訳は、企業債償還金5,083万1,832円、建設改良費1億2,072万568円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,715万2,400円は、損益勘定留保資金で補填を行いました。

次に、5ページ、損益計算書は、医業収益に対する医業費用、医業外収益に対する医業外費用を対比して記載しております。

1の医業収益から2の医業費用を差し引いた営業損失は、1億4,831万2,449円であります。

6ページを御覧ください。3の医業外収益から4の医業外費用を差し引いた利益は、1億2,974万9,216円であります。

収益から費用を差し引いた経常損失は、1,856万3,233円でありました。

5の特別損失から6の特別損失を差し引いた損失444万8,822円を加味した当年度純損失は、2,301万2,055円となり、前年度繰越欠損金201万1,310円を加え、当年度末処理欠損金は、2,502万3,365円の結果となりました。

次に9ページを御覧ください。貸借対照表について御説明いたします。

資産の部、1の固定資産は、有形固定資産、無形固定資産の合計で、7億6,684万8,718円であります。

2の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品の合計で4億2,433万8,870円となり、資産合計は、11億9,118万7,588円となりました。

負債の部、3の固定負債合計は3億4,283万5,995円であります。

次に10ページ、流動負債合計は、1億1,955万5,646円、5の繰延収益合計は1億4,992万6,897円で、負債合計は6億1,231万8,538円となりました。

次に資本の部、6の資本金合計は2億4,879万6,210円、7の剰余金合計は3億3,007万2,840円で、資本合計は5億7,886万9,050円となりました。

負債と資本の合計額は11億9,118万7,588円となり、資産合計額と一致するものであります。

病院事業状況報告につきましては、11ページから22ページまでに記載しておりますが、詳細につきましては、委員会におきまして事務長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第49号令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終期であり、安定した保険運営と地域包括ケアシステムの構築、自立支援・重度化予防に向けた取組を進めるとともに、次期計画策定に力を入れてまいりました。

それでは決算書270ページ、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

保険料7,820万7,314円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、現年度分の収納率は100%となっております。

使用料、手数料は、介護保険料の未納者に対する督促手数料です。

国庫支出金1億1,757万5,756円につきましては、介護給付費に対する負担金と財政調整交付金、事務費分、及び地域支援事業費、保険者機能強化推進、介護保険保険者努力支援に対する交付金です。

支払基金交付金1億1,183万9,648円につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に当たり、介護給付費及び地域支援事業費の負担割合に応じ、支払基金から交付されたものです。

県支出金6,706万3,838円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費に対する負担金及び交付金です。

繰入金8,389万578円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担金、人件費及び事務費及び低所得者層の保険料軽減分について一般会計から繰り入れたものであります。

繰越金は、31年度からの繰越額です。

諸収入につきましては、介護報酬返納金及び地域支援事業の利用者負担金です。

次に、274ページの歳出について御説明いたします。

総務費2,351万5,527円につきましては、総務管理費、介護認定審査会費及び計画策定委員会費が主なものであります。

歳出総額の83%を占める保険給付費3億9,150万6,979円につきましては、要介護者に対する介護サービス費、要支援者に対する介護予防サービス費、高額介護サービス費及び特定入所者介護サービス費が主なものであります。

地域支援事業費3,799万1,005円につきましては、介護保険の被保険者に対する介護予防事業の費用、地域包括支援センターの運営費、地域包括ケアシステム構築のための事業、及び介護予防・生活支援サービス費が計上されております。

諸支出金は、1,880万341円につきましては、31年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金、低所得者保険料軽減負担金の精算による国及び県等への償還金、及び介護給付費準備基金に積み立てていました基金積立金が主なものであります。

次に、324ページ、介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

サービス収入83万5,590円につきましては、要支援認定者への介護予防サービス計画作成における収入であります。

繰入金につきましては、保険事業勘定からの繰入金です。

次に、326ページの歳出について御説明いたします。

総務費96万3,825円につきましては、地域包括支援センターの事務費となります。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定合わせての決算額は、歳入総額4億8,670万3,963円、歳出総額4億7,181万3,852円、差引残額1,489万111円を翌年度に繰越しいたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第50号令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

75歳以上の後期高齢者の医療費は全国的にも増加傾向にあり、それに伴い保険者の負担も増加しています。そのような中、医療費の抑制と保険料納付への理解を求め、安定的な会計運営を目指してまいりました。

その事業運営を決算書338ページの歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収する特別徴収及び口座振替等による普通徴収がありますが、前年度から1.3%の伸びとなりました。徴収率は、全体で99.8%となっており、前年度より0.4%増加しております。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金で一般会計からの繰入れであります。

続きまして、340ページの歳出を御説明いたします。

総務費につきましては、事務費等の支出であります。

後期高齢者医療広域連合納付金の内訳につきましては、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定負担金であります。

保険事業費につきましては、後期高齢者健康診査に係る委託料等の費用であります。

決算額は、歳入総額5,506万1,119円、歳出総額5,459万987円、差引残額47万132円を翌年度へ繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第51号令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計決算について、提案理由の御説明を申し上げます。

五ヶ瀬町奨学金特別会計につきましては、佐伯勝元氏からの寄附金を佐伯勝元教育基金として積み立て、その基金の一部を奨学金として制度化し、併せて特別会計を設置するものです。

奨学金の貸付けを受ける者は、五ヶ瀬町に住所を有し、生活実態のある者の子弟であって、学校教育法第87条に定める大学に在学する者で、学資の支援が必要と認められるものとなっております。

歳入は、一般会計繰入金が576万円。歳出は、奨学金費が576万円となっております。貸付金対象者は、4年生大学及び6年生大学に在学する9名となっております。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして、担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの7件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第17. 議案第52号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。

日程第17、議案第52号五ヶ瀬町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題としたいと思います。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第52号五ヶ瀬町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴うもので、特別措置法の適用に伴う固定資産税の免除等を行うためには、本条例の制定が必要となるため条例を制定するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

ここで、1時間が経過いたしましたので、暫時休憩としたいと思います。11時10分、場内の時計で11時10分から再開いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

日程第18. 議案第53号

日程第19. 議案第54号

日程第20. 議案第55号

日程第21. 議案第56号

日程第22. 議案第57号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。

日程第18、議案第53号五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正についてから、日程第22、議案第57号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第57号までの5件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第53号五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことにより、本町においても成年被後見人の印鑑登録を可能にするとともに、現在の運用に合わせ、規定の整理を行うため、条例を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第54号五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地球温暖化対策の推進に関する法律の引用条項について、条ずれを解消するために所要の整備を行うものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第55号五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和2年9月に改正を行いました五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当のうち防疫等作業手当について、附則の一部を改正するものです。

新型コロナウイルス感染症の防疫作業等に係る特例措置について、具体的な業務の内容を追記し、所要の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第56号公の施設に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、老朽化した貫原住宅（旧営林署）の解体撤去を行う一方で、病院から資産譲渡される赤谷医師住宅を赤谷住宅として住民の利用に供するため、公の施設から削除及び追加を行うものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第57号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されたことに伴い、個人番号カードの発行に係る事務に関する手数料については、本年9月1日より、同機構の規定に基づき徴収されることとなったため、個人番号カードの再交付手数料について、廃止するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの5件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第23. 議案第58号

日程第24. 議案第59号

日程第25. 議案第60号

日程第26. 議案第61号

日程第27. 議案第62号

○議長（甲斐 政國君） 次にお諮りします。

日程第23、議案第58号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第27、議案第62号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第62号までの5件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第58号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険病院事業会計繰出金の増額、減債基金積立金の増並びに新型コロナウイルス感染症対策各種事業費の追加が主なものとなっております。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ42億8,150万円とするものです。

それでは、1ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入の主なものから説明します。

町税は、町民税を668万4,000円増額します。

地方交付税は、普通交付税を2,150万円追加いたします。

国庫支出金は、地方創生臨時交付金の追加が主なものです。

県支出金は、商工費補助金、売上規模別協力金が主なものです。

寄附金は、企業版ふるさと納税分です。

諸収入は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の受託事業が主なものです。

町債は、臨時財政対策債1,963万円の増額が主なものです。

次に、2ページの歳出の主なものについて説明します。

総務費は、地域振興費の地域活性化拠点エリア整備構想策定業務の委託と施設のコロナ対応のための工事請負費の増額が主なものです。

衛生費では、病院事業会計への繰出金を増額しました。

農林水産業費は、林地台帳相関情報精緻化業務委託、公共施設周辺支障木伐採委託に係る事業

費を増額しました。

商工費は、商工振興費に新型コロナウイルス感染症対策のための売り上げ規模別協力金、指定管理者支援給付金の追加、森林公園事業費にレンタル用品の購入、造雪機、圧雪車等整備に係る修繕料を追加しました。

土木費は、土木総務費に、五ヶ瀬高千穂道路着工式負担金を追加、道路新設改良費では工事請負費の減額と高速道建設のための工事用道路に伴う用地購入費等を追加しました。また、住宅管理費では貫原住宅1棟の解体予算を追加しました。

教育費は、へき地教職員住宅管理費に修繕料と住宅解体の予算を追加し、町民センター管理費に新型コロナウイルス感染症対策工事の追加が主なものです。

災害復旧費は、現年発生に対応するため増額しました。

諸支出金は、減債基金積立金、五ヶ瀬町応援基金積立金を追加しました。

次に、5ページの第2表地方債補について説明します。

これは各種事業費の変更により、地方債借入予定額を調整したものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第59号令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,937万円とするものです。

まず、1ページの歳入につきましては、主なものとして、五ヶ瀬町簡易水道事業第2次変更認可申請資料作成委託業務の財源変更により、繰入金を増額し、町債を減額するものです。

次に、2ページの歳出については、量水器の交換作業の対象件数追加により、手数料及び備品購入費を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第60号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,097万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,389万円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

国民健康保険税は、現年度課税分及び滞納繰越分の調定額に合わせて減額しております。

繰越金は、前年度決算により繰越金を増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

保健事業費の需用費の減額、予備費につきましては、調整し減額しております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第61号、令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の組替え及び資本的収入及び支出の増額を行うものです。

議案書4ページを御覧ください。

予算第3条に定めました、収益的収入及び支出のうち、病院事業費用の医業費用、経費の、印刷製本費を4万4,000円減額し、負担金を4万4,000円増額し、組替え補正するものです。

次に、議案書2ページにお戻りください。

予算第4条に定めました、資本的収入及び支出の、資本的収入の町負担金を2,558万円、国県補助金を200万2,000円増額し、資本的収入の総額を2,758万2,000円とするものです。

次に、3ページ、資本的支出の建設改良費のうち、機械及び備品購入費を2,549万2,000円、病院建設費を212万8,000円増額し、資本的支出の総額を8,132万1,000円とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いします。

議案第62号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、国等への償還金が主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ609万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,227万3,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明いたします。

国庫支出金はシステム改修に係る事務費分によるものです。

繰入金は地域支援事業費、また人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金を財源の調整として計上しております。

次に、2ページの歳出について御説明をいたします。

総務費は、人件費を計上しております。

保険給付費は、サービス間での組替えを行っております。

地域支援事業費は、人件費の減額によるものです。

諸支出金は、国、県、支払基金の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の償還金が主なものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの5件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第28、議案第63号

次に、日程第28、議案第63号五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画の認定についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第63号五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本町はこれまで、過疎地域自立促進特別措置法に基づく五ヶ瀬町過疎地域自立促進計画を定め、生産機能及び生活環境の整備を総合的に実施し、地域社会の活力の向上を目指してまいりました。

同法が令和3年3月31日をもって失効となり、令和3年4月1日付で新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

これにより、本町においても宮崎県が示す過疎地域持続的発展方針に基づき、向こう5年間の生産機能、生活環境の整備及び人材の育成・確保、雇用機会の拡充並びに住民福祉の向上をはじめとする施策を盛り込み、同法第8条第1項の規定により本計画を定めるものであります。

本計画の策定に当たっては、第6次五ヶ瀬町総合計画、第2期五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び公共施設等総合管理計画との整合を図り、ハード面の整備に加え、過疎地域持続的発展特別事業によるソフト事業を盛り込み、五ヶ瀬町の抱える課題に対して対応できる計画とさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、9月7日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも、御苦
労様でした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時31分散会

2 目 目

令和3年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)

令和3年9月7日

○ 会議に付した事件

日程第1. 一般質問

○ 出席議員（9名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	8 番 秋本 良一 議員
9 番 甲斐 政國 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	小迫 幸弘	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜
--------	-------

午前9時59分開議

○議長（甲斐 政國君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順に発言を許します。

初めに、8番、秋本良一議員、御登壇願います。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

九州中央自動車道開通関連の質問でございます。

五ヶ瀬町の将来像、九州圏域災害後方支援基地としての計画について、お尋ねをいたします。

なお、法定路線名は九州横断自動車道延岡線でございますが、今回は、通称名九州中央自動車道を使用させていただきます。

五ヶ瀬町は、九州のほぼ中央に位置する町であります。九州中央自動車道の事業化も決定され、郡内でも区間開通もあり、8月の21日には、日之影深角平底交差点間も開通をいたしました。町内におきましても、関係者説明や調査も始まり、五ヶ瀬町も高速自動車道の話が浮上し、一年でも早い開通が望まれるものでございます。

その来るべき時期を見据えて、様々な角度から見た持続可能なまちづくりが重要であると思えます。その一つとして、昨今、台風あるいは線状降水帯による豪雨災害や100年から150年間かけて発生すると言われております、いわゆる南海トラフ巨大地震、1946年に発生いたしまして70年以上が経過をし、地震発生の切迫が高まっていると報道され、地域によっては、避難所建設や避難訓練も行われております。

五ヶ瀬町の立地条件は、九州中央自動車道が開通すると、九州圏域東西南北に所有時間はおおむね2時間以内では目的地に到着できるものではないかと考えられます。その地の利を生かし、あってはなりません、有事の際の食糧や生活用品の備蓄基地として、また、被災者受入れとしての調査計画を策定し、町から国へ要望し、九州圏域災害後方支援基地として、五ヶ瀬町からの各方面への支援はできる考えはないかお伺いをいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からの五ヶ瀬町の将来像、九州圏域災害後方支援基地としての計画についてという御質問でございます。なかなか九州圏域災害後方支援基地というものが、どういったものなのかなというのが、私自身明確に捉えておりませんので、またこの後の個別の追加質問で答えさせていただきますが、現在、県と五ヶ瀬町で大規模災害発生時に

おける後方支援拠点における協定書というものを現在結ばさせていただいて、大きな災害の場合の県と町、それから、併せて熊本地震の経緯を踏まえて、高森とか大和町、熊本県境との連携協定も既に結ばせていただいています。

そういった中で、仮に大きな災害が起きた場合については、自衛隊とか警察とか、DMAT等の広域の支援部隊が迅速に活動できる、その拠点として、現在、Gーパークを一つの参集する拠点として、県と協定の中を結ばせていただいております。

そういうことで、当面、被災者受入れとか支援の拠点についてはとっておりますが、また、今後、秋本議員からありました、中央自動車が供用するのにまだちょっと期間がかかると思いますが、その辺を踏まえて、今後どういう在り方ができるかというのはちょっと関係機関としっかり協議しながら、県とまた情報収集する必要があるのかなと思っております。

また、個別の質問については、この後の追加質問でお答えさせていただきます。よろしく願います。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。今、町長のほうから県のお話もございましたが、まず、県の発表では、今現在の情報といたしましては、南海トラフ巨大地震が発生した場合、宮崎県における最大の被害想定として、あくまでも県の想定ということでありましてけれども、人的被害、死者数が約1万5,000人、それから、建物被害、全壊の棟数として約8万棟、避難者約37万人というふうに県のほうが発表をされております。

これに基づきまして、私も私なりに考えて質問させていただいております。

それでは、ここから、過去、それから、今の現在、そして、未来と、私なりに分析してみてもの質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、私が思うには、五ヶ瀬町は比較的安全性の高い町ではないかというふうに、私は個人的に思っておるわけですが、そういうことの考えの中で次について質問をさせていただきたいと思っております。

過去50年間、おおむねでございますが——の間で大きな災害発生件数について、豪雨災害、それから、地震災害等、大きな自然災害あるかと思いますが、それについて、どういった災害発生件数がありましたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。町内の過去50年間での大きな災害発生件数についてという御質問でございますが、既に御存じと思いますが、町内の自然災害の被害状況については、今年4月に改定しました、この五ヶ瀬町の防災ハザードマップの1ページに、過去の災害について記載させていただいておりますが、50年間以内ということをちょっとピックアップさせていただ

きますと、まず昭和46年8月の台風23号による町立病院の裏山が崩壊して、病棟が倒壊するなど、複数の死者含めて、犠牲者が出たというのが一つかと思います。また、平成3年9月の台風19号では、また、平成5年9月の台風13号、併せて平成9年8月の台風19号という、それぞれの台風襲来において、家屋倒壊とか農作物、山林、通信施設などに大きな被害が出ていた状況でございます。

特に、近年では、平成17年の台風14号で、県内では1,300ミリを超える期間降水量を観測して、ちょうど私もその日に、夜の対策本部会議の当直で夜役場に詰めておりましたが、あのかのときのその急激な河川水位上昇は、これまでに見たことがないものであったのを記憶しております。

そういったことで、三ヶ所川の氾濫とか、室野地区での土砂崩壊が発生して、死者等は至りませんでした。かなりの被害が出たというのを記憶しておるところでございます。50年間の災害状況としては、そこ辺が大きなものと捉えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。今、豪雨災害について答弁を頂きましたが、この豪雨災害についての発生の原因となったところの改善ということについては、今、どういふふうな状況で整備されておりますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 災害発生の原因としては、その都度、対策本部、また、県との協議の中で整理していっていますが、ほとんど異常降雨による土砂崩壊等の自然災害ということでございます。また、復旧対応については、国土交通省とか林野庁とかそれぞれの所管省庁で災害復旧事業の制度がございますので、しっかり復旧額を申請しながら、具体的な災害復旧後方の実施設計をやって、査定を受けて、高補助率で復旧事業をやっているというのが実態です。

ただ一つ、台風17号、平成17年の台風14号の折は、家屋倒壊があった関係で、仮設住宅を造るといふときに、なかなか制約もあって、今まで供用していますが、G-パークの住宅のところはプレハブの仮設住宅を、あの場合、補助事業の対象にならないということになってしまっていて、単独で、将来的には町営住宅としても使えるような仕様で造ったという経緯もございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） ただいま災害の原因、それから、改善されて、今ほとんど、今の町長の答弁からしますと、そうした災害復旧等については、比較的用う終わっているというふうな答弁であったかというふうな思っております。

次に、地震災害についての熊本地震が最近の一番大きなのかなと思いますが、それについての規模といいますか、五ヶ瀬町の被害としてお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からのさらにその地震の災害に関する御質問でございます。

議員御指摘のとおり、平成28年の熊本地震、4月14日に前震ということで第1回目、それから、4月16日が本震ということで、熊本県を中心に大きな被害が出たところです。

本町でも4月14日の前震で震度3を記録したところです。また、4月16日の本震では、震度4という震度強度を記録したところです。

ただ、高千穂とか椎葉とかについては、震度5というような記録もあったので、町民の皆さんからは、五ヶ瀬の震度計についていろいろ御意見を賜りました。ちょうど五ヶ瀬町の震度計が今役場のところであって、推察するに、ちょうど三ヶ所川のすぐ横ですから、非常に岩盤が強固なものがあるんじゃないかということで、そのほかの地域のじゃあ震度と整合性がどうなのかということで、いろいろ調べてみたところですが、そう課題というか、特に大きな問題はないと判断して、現状も、今の震度計を中心に震度測定を判定しているところでございます。

熊本地震の影響については、特に公営住宅鞍岡の住宅の一部、屋根が少し歪んだとか、瓦が少し流れたとか、そういう被害もありました。特に生活に直結したのが水道です。水道の濁りが出てきたということで、給水車、日之影からもチャーターしましたし、1週間程度、給水車で役場の前とかGーパークとかワイナリーとか、一応生活拠点を持って水の供給をやったという経緯がございます。熊本地震についても、他の地域ほど大きな被害はなかったと捉えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。今の町長の答弁の中にもございましたが、熊本地震、マグニチュード7強だったですか、隣の県でございますけれども、それだけ揺れたのにもかかわらずといっちは言葉が変な言い方になって申し訳ありませんが、五ヶ瀬は、先ほどおっしゃいましたように、震度3から震度4、それで、隣の椎葉村とかはもっと地震の影響があったということでございます。

私も今おおむね50年の自然災害の件数、そして、その状況、そして、今、改善されている状況というのを今お尋ねしたわけでございますが、やはり、こういうことから考えますと、この五ヶ瀬町というのは比較的的安全性が高い町ではないかというふうに私自身は思っておるところでございます。

今後の質問に関連があるわけですが、この九州の中央部に位置することに加えて、実際

に、先ほどおっしゃいましたが、地震にしても、その地震計が設置されてあるところで別に問題なしというお話もございました。そして、高千穂、椎葉村というのは、震度は五ヶ瀬よりもあったということ。

それから、災害拠点の条件として、自立性として、これ国の出しているのを見ますと、液状化とかそういうことがない地域を求めるといふふうに書いてあることもございますが、まず、地震があったとしても、この五ヶ瀬町はそういう液状化現象が起きる要件がないなというふうに、私は思っております。

そういうふうなことから、やっぱり安全性の高い町として五ヶ瀬はアピールできるのではないかというふうには思っておりますが、この後、町長にその件についてもお尋ねしたいと思いますし、また、ここで町の主な施設の安全性、耐震構造説明についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からの五ヶ瀬町の安全性含めた、それから、主な施設の安全性も含めての御質問にお答えします。

これまでの災害、特に熊本地震については、震度4ということで、大きな被害は出なかったわけですが、特に御指摘のありますとおり、液状化とか、それから、西原村の活断層とか、そういったものが本町には正式なルートはないという情報を頂いていますので、一定レベル、危機管理上の安心はしているんですが、ただ、御存じのとおり、山間地域の中でありますので、いろんな裏に山を背負っている集落等がたくさんございます。そういったことで、このハザードマップでも、土砂災害警戒区域も、至るところに県から指定を受けておりますので、今年もですけど、やはりかなり雨が降る場合については、私自身も非常に心配しながら、その降雨強度が収まるまでの時間を心配しております。

そういうことで、避難所開設とか、それから、大雨警戒情報が出た場合の対応の危機管理については、非常にやはり山間地域という地域の難しさがあるなど、今年も思っております。

そういうことで、現在大きな災害は逃れておりますが、特に安全性をアピールできるという客観性は、やはりこの場で言うところではないんじゃないかなという気がしているところです。

それから、町の主な施設の安全性、耐震構造等を含めて御紹介させていただきますと、昭和56年の6月に導入されました建築基準法での耐震基準に基づき、各小中学校の耐震工事は、国の制度事業を活用して終了いたしました。それから、御存じのとおり、今週金曜日に落成式を行いますが、防災拠点となります役場新庁舎も建築し、防災の拠点として大きく果たすものと考えています。

また、一番今後の課題については、五ヶ瀬町民センターが耐震診断の結果、厳しいという結果

が出ておりますので、この施設の在り方をどうするかというのが、今後の大きな課題になっております。そういったところも踏まえて今後検討していくところかなと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。ただいま防災耐震構造施設につきましては、当然のことから、小中学校、それから、新しい新庁舎ということが主な拠点になるのかなというふうに思っておりますのでございますが、なぜ私がこういうふうな質問をするかといいますと、やはりこうした災害拠点としてする場合には、五ヶ瀬町内でどれほどの耐震の施設があつて、どれほどの受入れとしてできるのかというふうなことも、今後必要じゃないかなということで質問をさせていただいたわけでございます。

次に、仮の話でございますが、この災害後方支援基地として五ヶ瀬町が取り組む、取り組まないはちょっと後の議論になるかと思ひますけれども、支援基地として想定できる箇所に関連しての質問にさせていただきますが、現在、九州中央自動車道工事計画の中で、かなりの廃土が出るというふうに聞いておりますが、その土量と、捨て土箇所についてのお考えというのは、現在のところであればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からの次なる質問、中央自動車道の工事が始まった場合の掘削土、そういった捨て土箇所の現状の考えについてお答えいたします。

常々中央自動車道については、延岡から熊本の鹿島まで95キロの全線開通に向けて、沿線自治体と一体となって、全面的に国のほうに要請活動をやっているのが実態です。おかげで、五ヶ瀬町内の五ヶ瀬高千穂道路、蘇陽五ヶ瀬道路については事業化が決定して、いよいよ着工を迎えるということになっています。また、それぞれ国のほうからは、国土交通省からは、用地関係の確保が一番大事なのでということで、これも要請活動の折に全面的に県と、それから、沿線自治体と一体となって用地確保については努力しますという話をしております。また、工事の事業主体となります九州地方整備局に当たっては、例えば、じゃあ土捨て場、掘削土量が出た場合についても、こちらのほうで全面的に対象箇所を当たりながら、スムーズな工事実施ができる体制を協力しますという話もしているところです。

そういったことで、その捨て土の確保対策も沿線自治体としては重要な役割になってくるわけですが、現在、まだ工事は始まっていませんが、先行して広域基幹林道の岩神大石線が、もう順次整備が進んでいます。そちらのほうにも、残土が出てくるということで、今、特産センターの前の駐車場の前のほう土地を購入して、支障木を伐採してそこに入れていっているというのが実態です。

また、それぞれ今後仮に中央自動車道のまずは五ヶ瀬高千穂道路から先行して事業になると思いますので、一番大きいなのは、トンネルの掘削土になってくると思っています。その辺については、しっかり後々の有効活用もできるようなところも頭に置いて、当然、高千穂側もあるんですけど、山都、蘇陽側もあるんですけど、そちらとしっかり協議もしながら、有効な捨て土場所の選定に努めながら、その地権者にも協力を仰いでいきたいと思っております。現状ではそういうことです。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。今、九州中央自動車道の捨て土については、自治体も一生懸命努力しますというお話をされたということでございますが、延岡河川国道事務所の情報でございますが、九州中央自動車道五ヶ瀬高千穂間、工事による捨て土量といたしまして、おおよそ100万立米というお話を聞いております。仮に大型ダンプ、今40立米ぐらいしか積まないと建設省のお話でございますが、大体大型ダンプでの25万台ということが想定できるのかなというふうに思っております。そのうちに、現在確保できている捨て土量といたしましては、20から30万立米は捨て土箇所として確保はできている。あと70から80万立米が、捨て土箇所がなかなか見つからないということで、先ほど町長答弁頂きましたが、各自治体のほうにもお願いをしているということでございます。

これは、当然ながら、国の発注、公共事業でございますが、公共事業から出る残土でございますので、個人的な捨て土箇所よりも、自治体の有する捨て土箇所が望まれると。そして、盛り土完了後、捨て土をされました上の広場につきましては、やはり町のためになるそういった公共性のある有効活用をしていただくとありがたいなというお言葉も頂いております。

こういうことから考えますと、早めな捨て土箇所の選定と、それから、逆にこちらの町のほうから、やっぱりここにありますよという仕掛けも必要じゃないか、要望活動も大事かなというふうに思っております。これは、建設省の河川土木事務所のほうからの情報として話をさせていただきました。

ここでちょっと突っ込んだ話になりますが、捨て土解消につきましてですけれども、捨て土完了後は、町のために利用できるものであるならば、土地の提供者もあるというふうに聞いております。有償無償としては次の段階といたしまして、この点について、情報として聞いたことがありますかどうか、町長お答えづらいところがあるかもしれませんが、答えられる範囲で結構です。聞いたことありますか、聞いたことありませんか結構です。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からの残土、捨て土に関する追加の質問にお答えします。

先ほど議員から御指摘ありました国土交通省の概算も概算の試算として、約100万立米程度じゃないでしょうかという情報は、こちらも頂いているところでございます。100万立米となると、単純にこの立方体で見たときに、圧縮すれば違うんでしょうが、100メートル、100メートル、100メートルということで、そういう立方体になるわけですから、かなりの土量になってくるということで、どこでもその用地を確保できるというのは難しいんだろうなということで、当然分散しながら持っていくんだろうなと思っています。また、工事年度も約10年程度は要するんでしょうから、その期間での分散処理になるのかなと思っています。

それから、捨て土場所の候補地については、以前、耳川流域の発電所がございまして、水力発電所のダムがあるんですけど、そこの堆砂の捨て土用地で、非常に耳川流域では困っているという九電さん側からの話もあった折に、五ヶ瀬町内の方から提供されるというお話はお聞きしています。

そういったことで、個人的に情報は頂いておりますが、これは、もうあくまでも私有地で個人的なことです、それ以上のコメントは控えたいと思っております。

そういった状況です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。これは、この場ではなかなかやっぱり、私もそういうところもありますが、これ以上突っ込んだ話は無理なのかなというふうに思っておるところであります、ということであれば、大まかな面積があるのかというふうなことも、これは質問するのはちょっと控えたいというふうに思っておりますが、私の個人的な情報として意見を述べさせていただきますと、場所的には、桑野内方面に向かって、ちょうど岩神西線と、それから、うのこの滝へ行く間の道路の間、あくまでも、これ目視での概算でございますが、おおよそ長いほうは350メートル、幅が150メートルで、埋められる高さとしては20メートルは十分あるなという、あくまでも目視の概算でありますけども、こうしますと、100万立米は十分入るなというふうな計算で思っております。

それから、この105万立米の捨て土完了を想定した範囲での見解でありますけども、分かりやすい事例で申し上げますと、G一パークの陸上競技場を例えてみたいと思います。これは、教育次長のほうにお尋ねさせていただいたところでございますが、トラックの青色の部分が4,334.3平米、それから、周囲のコースがありますけれども、その部分まで含めると2万290平米ということで、私は、陸上競技全体、中央保育所の下から道路側の土手から全部入れますと、大まかで2,500平米はあるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどの土捨て場としてのもし活用ができるものであるならば、今のG一パーク陸上競技の倍

近い広場として考えてよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことから考えますと、かなりの利用価値が、その広さからするとあるんじゃないかなというふうに思っております。まさに九州中央自動車道は、命の道でもございます。五ヶ瀬町の持続可能な将来像の一つとして、九州圏域の災害後方支援基地としても十分に利用できる面積であるというふうに思っておりますし、また、緊急時の今ヘリポート基地としては、各学校の運動場とかにございまして、ヘリポート基地はございますが、そこに一つまとめてできることも一つの策じゃないかなというふうに思っております。

それから、もしこれが、災害後方支援基地の拠点として実現すれば、国の施設になるというふうに思っております。施設の管理をはじめ、雇用や経済効果も見込まれるというふうに思うわけでございます。地理的条件を生かした町の持続可能な施設の一つになるというふうに私は思っておりますので、このことにつきましても、いろいろ調査をしていただければというふうに思っております。

それから、ちょっと飛ぶかもしれませんが、今、先ほど町長のほうで特産センターの前を盛り土いたしまして、そこをいろいろ今後の活性化に向けての考えがあるというふうな答弁だったかというふうに思っておりますが、ほかに、中央自動車道開通に関連いたしましての町の活性化につながる計画とか、今後、今の段階で考えが、計画があるならば、そのお話を聞かせていただいて、またその関連で質問させていただきたいと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。その他の計画の部門について、ちょっとお答えさせていただきます。その他の計画等に対しての現時点での基本的な考えについて、現段階の説明をさせていただきます。

将来の九州中央自動車道の延伸による経済効果を鑑みて、まずは5月24日付で、庁舎内に地域活性化拠点エリア整備構想検討委員会を設置させていただきました。今年度、専門家による交通量及び流入量の予測を含めた基礎調査を行うべく、今定例会に委託料を補正予算計上、提案させていただきます。これは、一つの施設にこだわらず、五ヶ瀬西インター周辺を一つのエリアとして捉えて、経済活動及び観光の拠点として活用していく青写真を描くべく検討を重ね、来年度に向けて構想を固めてまいりたいと考えております。

沿線地域には、五ヶ瀬ワイナリーもございます。また、農泊を含めた夕日の里づくりもやられております。それから、主要地方道竹田五ヶ瀬線の夕塩から土生までの改良工事もおおよそめどが立ってまいります。そういったところをしっかりと一つの材料として検討を重ねて、来年度には、今回の基礎調査をベースにしっかりと構想を固めてまいりたいと考えております。

現段階の考えは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。先ほど質問させていただきましたが、現在、特産センターの駐車場前を埋め立てて計画をされておるといふこととございます。いろいろ観光を拠点とした西インターエリアとして考えていくといふこととございますが、やはり外貨を稼ぐ施設です。先ほど町長おっしゃいましたけれども、これは観光業者、商工、それから、農林業も含めて、やっぱりそういった考え方が必要だろうといふふうに思っております。

高速自動車道が開通した場合、今、特産センターの前の埋め立てだけでは、非常にやっぱり狭い、そうした考え方のエリアの中で、そこだけだったらちょっと狭いんじゃないかなといふふうに、私は思っております。

現在、観光協会のスタッフの努力の下に、野菜類の販売が大幅に伸びていることは御存じのとおりだといふふうに思っております。まだ、これは、当然ながら、生産者にとりましても喜びの声が挙がってきておるのも事実でございます。

令和2年の野菜出荷の実績であります、生産者、出荷者、町内が76%で、町外が24%、売上額も、町内が59%で約3,700万300円ほど、それから、町外が2,600万円弱、合計、年間、令和2年が6,300万円ほどの売上が野菜だけで上がっているといふこととございます。

これは、何を意味するかといひますと、もちろん町内の施設でありますので、町内の生産者が出すのが当然のことではあります、ただ、町内だけの生産者の出荷のみでは、やっぱり数量的に限定があると。やはり町外からのお客さんが来てくれるからこそお客さんも増えてくるし、売上も伸びているんじゃないかなといふふうに、私は見ていただいております。

時期によっては、いつもではないんですけども、お客さんの話を聞いたりしますと、県内県外からまとめ買いされる。一度に2万円前後とか3万弱買っていかれる方も結構いらっしゃるといふこととございます。それだけの量は個人的にどうされるのかといふよりも、県外の方だそうなので、多分福岡の方という話も聞いておりますが、やはり野菜がない時代には、五ヶ瀬の特産センターに来ればこういう野菜があるよと、高速道使っても来て、そして、特産センターで買い物をして、そして、多分福岡のどこかの市辺りでそれを販売されているんじゃないかなといふふうな、あくまでも想定ですが、そういうお客さんも増えてきているといふこととございます。

今後、やっぱりこれは農業の振興でも大きく貢献をしている特産センターでございます。今後、その中央自動車道開通に向けた計画には、こうした近隣町村との連携といひますか、協調を考えながら、九州の真ん中、野菜マルシェとして計画をして、今先ほど町長がおっしゃいましたが、そういう計画の中にぜひとも取り組んでいただきたい。

それにしても、元に戻りますけれども、やはり、面積的にはちょっと、埋め上げているところ

だけでは、ちょっと規模的にも狭いんじゃないかなと。大型バス等が入ってくるようになります。そうなりますと、あそこに大型バスが何台も入ってきますと、とてもじゃないが、今の埋め上げの計画地では、駐車場としては非常に狭いだろうというふうに思っておりますので、そうした面も含めて、やはり今度の、せっかく70万、80万立米というのが出るよということも頂いていますので、これをやっぱり町の活性化にどうやって生かしていくか、土地は、正直言って、これ有償、無償別の段階として、土地はかなりの面積が確保できるというふうに思っております。それは、もう本当に次の話は控えておきますが、町のために有効利用するならばオーケーよという話も聞いておりますし、そこは一つ一つ歩み寄っていかなければならない問題があるということとは、私も存じ上げておるところでございます。

九州中央自動車道開通に向けては、先ほどから防災後方支援基地と、それから、そうした観光面、外貨を稼ぐ場、そして、観光協会もそうですが、商工会もそうですけども、いろんなやっぱり一緒になった取組ができる、そういった一つの施設というものをひとつ考慮していただきながら絵を描いていただくとありがたいなと思っております。

高千穂のまちはいいこともあれば、もちろん五ヶ瀬にそれがそのまま進むとは思っておりませんが、御存じのように、まちづくり公社というのを立ち上げられました。これは、やはり高速道路が抜けるに当たってのやっぱり商工、観光、そして、農林業の横断的な取組をこれからやっていかないと、大きな地域課題として、これから町は伸びないという、そういうとこ辺から、このまちづくり公社というのを立ち上げて、来年の7月に向けて進めていくという情報ももらっております。

私も、やはりこの高速道路ができるようになりますが、そこが一年でも早く実現するのが、我々一人一人での努力でもございますが、町長として、政治家として、やはり今後五ヶ瀬の町をどういった絵を描いて、この高速道路を実現する当たり、どういった考え方で進めるべきか。先ほど答弁頂きましたけれども、本当にこの高速道路が開通することによって、町がどういうふうに変わっていくかというのは、もう本当に大きな問題だろうと、課題だろうと思っております。

本当にいろんな会が、後から質問でもございますが、6次化計画、町の長期総合計画とか、いろんな五ヶ瀬町内の会議がいっぱいあります。ただ、その会議が本当に参加された方が腹割って話される会議なのかなという、私もちょっと疑問に思うところもございます。

そういったとも含めてですけども、何かやっぱりもっとぎっくばらんに話をしていきながら、町の将来について、夢が語れる町としてしていただきたいというふうに、先ほど申しました町長、そして、政治家として町長、ぜひそういったことのリニューアルまちづくりを話ができる、そうした環境ということについて、心からお願いをいたしたいというふうに思っておりますが、何か町長その件で、何か御意見がありましたらお伺いしてよろしいですか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。秋本良一議員からの岩神近辺を中心とする今後のまちづくりについての御質問、現段階の思いをお答えさせていただきます。

もう以前から、私は土木の技術者ですので、特に道路とかインフラ関連の整備、またそれを使ったまちづくりというのが、従来から一つのポリシーでずっとやってきております。そういう関係で、やはりこの中央自動車道の事業化というのは、もう悲願、待っていたというのが本当に気持ちでありますし、これからも全力で国のほうに支援しながら、一日でも一年でも早く供用開始ができる、その努力をしていかにやいかなんというのを思っているところでございます。

そういった中で、先ほどの中央自動車道の土捨て場の岩神近辺については、以前も道の駅構想から、そういったものも話題として上げさせていただきましたが、なかなかやはり基礎調査をやっていない上での突発的なその構想は無理があるということで、やはり今回、先ほど説明しました、しっかりした基礎調査をやって、その基礎調査のデータの基に、こういうをつくるんですよというのをやっていかないと、至上の空論になる可能性もあるので、そういうのをしっかりやって動きますというのを、先ほど申し上げさせていただきました。

また、今後のいろんなまちづくりについても、現在、新型コロナウイルス感染症で、なかなか人を集まるというのができない。また、懇談の席を取るができないという、非常に厳しい条件がここに2年ほど続いております。そういった中で、いろんな意見交換をやるというのは、現段階では厳しい状況ですけど、これもワクチン接種の人が増えてくると同時に、国も当然ですけど、これ明けない夜はないということで、もうしばらくの辛抱だと思っています。

そういった中で、やはり今回いろんなテーマを絞って、本来ですと、第6次総合計画がスタートしたわけですから、地域座談会についてもやっていきたいという思いもありましたが、現状ではまだやれる状況ではないというところですので、やはり本音を語る、また、それを反映できる在り方についてを模索していきたいと思っております。

そういうことで、やはり町民それぞれの思いが、一つの行政に伝わるような、職員全員で当然やるわけですから、その辺の意識づけをもって、今回、28日から新たな庁舎での業務をスタートしますので、職員が全員で、やはり一つそういう思いを持って業務に取りかかっていると。やはり、あくまでも主役は町民の皆さんですから、そういうところをしっかりと議論しながら進めていきたいと思っております。

議会の議員の皆さんも、その強い代表の皆さんですから、それぞれその日常の業務の中でも、聞かれたこととか自分なりに課題として思っていることは、私でも構いませんし、管理職でも構いませんし、担当の職員でも構いませんので、遠慮なく伝えてもらえば、それが一つ一つ改善されてくるのかなと思っていますので、その辺も併せてお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 町長の高速道路を含めてであります、新庁舎が開庁になります。そうした思いについても答弁を頂きました。おっしゃるように、コロナ禍の中での町民の本音を聞く機会というのはなかなか少なくなっているのは現実であろうかというふうに思っております。そうしたことも踏まえてあります、いつの日か、そうした考えの中で、ぜひとも夢のあるまちづくりにつかまして、また、そうしたお話を聞かせていただきたいし、また、いろんな御意見を出させていただければと思っております。

また、県、国のほうに関しても、なかなか町長、私が言うのもおかしいんですけども、できないような状況の中で、本当御苦労があるかというふうに思っております。こうした要望活動につきましても、今いろいろウェブ会議とかありますが、そうした中で、また今後も五ヶ瀬の、本当にこの九州中央自動車道が開通するに当たっての要望といたしまして、今後、また要望活動等につき、また、今後の計画等につきましても御期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（甲斐 政國君） ここで、暫時休憩といたします。場内の時計で11時に再開いたします。

午前10時50分休憩

.....

午前10時58分再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

次に、6番、佐藤成志議員、御登壇願います。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤成志です。通告に従い一般質問を行います。

質問事項、第6次五ヶ瀬町総合計画の進め方について。

質問の要旨、このたび第6次五ヶ瀬町総合計画が示されました。4月よりスタートしております。第5次五ヶ瀬町総合計画施策進捗評価を踏まえての計画がなされたと思います。

本町が目指すまちづくりの方向性を示した計画となっております。第5次五ヶ瀬町総合計画ではほとんどが60%から80%の進捗状況でありました。そのことを踏まえ、基本目標のうち、安心で快適な暮らしを維持する及び魅力、活力を生み出すについて、今後どのように進めていくのは伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの第6次総合計画についてお答えしたいと思います。

まず、第5次総合計画の進捗評価を踏まえた第6次総合計画の進め方について説明させていただきます。

まずは、議員がおっしゃるとおり、第6次総合計画は、第5次総合計画の施策慎重評価を踏まえ策定しておりますが、全計画の評価指標におきましては、当時、数値目標、いわゆるKPIを設定したのではなく、大きく5段階に分けた判断内容によりイメージで進捗評価を行ってきたことと、総合計画の立案手法として、高い目標評価を行ってきたこと、そういった傾向であることから、実際の事業の遂行状況より低く表現されているという施策もあることを前置きし答弁させていただきます。

昨年、第4回定例会で本計画を議案として提案させていただきました内容の再確認となりますが、全般的な事項としましては、本計画は持続可能な五ヶ瀬町を構築するために、町民と行政が一体となり、本町の魅力ある資源を最大限に活用し、地域を構成する人を育み、持続可能な地域づくりを可能にしていく流れを創出することで、人とともに、地域とともに、自然とともに、笑顔でつながるまち五ヶ瀬を実現したいという基本的な構想とさせていただいております。基本構想を受け、町の将来像実現のための視点として、五ヶ瀬を支える人づくり、五ヶ瀬の持続可能な地域づくり、五ヶ瀬の魅力ある地域資源を活用し掲げて、人口減少対策に対応する計画として、人口分析を基盤として策定しております。第6次総合計画に基づく地域づくりの進め方として、人口減少の進展による町の課題解決に向けた持続可能な地域づくりに取り組むことを大前提としたと考えております。

全般的な事項は、以上なことでありますが、それぞれ個別の施策の展開も持っておりますので、個別の施策の展開に関しましては、担当課長もおりますので、一問一答にて答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。

今の6次計画、2021年から2030年にかけての総合計画であります。先ほど5次の進捗状況については、評価についてはありましたけれども、いわゆる進捗状況の進んでまいるのが優先的にまた進められるんじゃないかなとは思っております。

その中で私のほうで安心して快適な暮らしを維持するという形について、幾つかの質問をさせていただきます。

高齢者世帯が増えて、非常に防犯とか防災についてもままならない状況が続いております。今回の10か年計画では、緊急通報システムの充実を図りたいということであります。今少しは進んでいるというのか、もしくはここ10か年の間に高齢者の方には、これを充実させていきたい

という考えがあるのか伺います。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

緊急通報システムの利用者、かなり今少ない状況でありまして、1月当たり個人負担が700円ということもありまして、なかなか利用者が少ないというふうな状況もございます。それだけではなくて、平成31年度から、高齢者の見守り訪問員という者を配置していきまして、介護ボランティア養成講座を受講した方たちに、見守り訪問員という形で訪問を定期的にしていただいたりしております。それから、民生委員さんも当然高齢者宅を訪問等やっておりますので、なかなか緊急通報システムにつきましては、個人の申請ということもありますので、民生委員会とかでも周知をしたりは行ってはおりますが、なかなか増加傾向にはないかなというふうには思っておりますので、その他のところで力を入れていくということも必要かなとは思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。高齢者が今から増加するという独居世帯、もしくはお2人での生活というのが増えてくるのはもう間違いないので、この緊急通報システムについては、ぜひ町主導でしっかり進めてもらいたいと考えております。

また、災害時で対応ということで、避難行動要支援の名簿が作成されまして、この活用についてはいかがな取扱いということになるのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

避難行動支援システムにつきましては、平成31年度、対象者に対して、通常、平常時の名簿の使用について、使用していかどうかという調査を行っております。四百数十名の方から使用していいというふうな回答を頂いております。システム上、その登録はしておりますけど、今後、個別の支援計画というものも策定をしないといけないような状況になっております。

鞍岡のほうでは、行政が主導ではないんですけど、地域のほうでそういった取組を今後やっていくというふうな話も聞いておりますので、それに倣いながら、我々も進めていく必要があるかなというところで考えている状況です。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。これも非常に重要な案件で、地域の協力がなければまずできないというのが前提であります。行政のほうで下支えをして、地域の人たちに協力

がということになりますので、息の長い取組ですから、充実させて、そして、活用が十分できるように体制を今からまた整えてもらいたいと考えております。

次に、こここのところ、全国各地で痛ましい事件、事故が多く発生しておりますが、以前に、前議員の甲斐松男さんが防犯カメラの設置についてはいかがでしょうかという質問されております。地域防犯に欠かせない物であります。事件解決、そして、事件の細部が分かるということで、今回、新庁舎を建てたことによりまして、庁舎内については、防犯カメラは大丈夫でしょうが、町道沿い、国道沿い、また、市道、県道沿いにこの防犯カメラの設置を進めるべきだと思いますけれども、これについては考えはいかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。以前にもそのようなことがございまして、多分お答えも同じだったと思うんですが、現在、国道とかにはいろいろ防犯カメラ、交通関係のものがございまして、多分281も含めてあるのかなと思っています。ただ、県道については、それも無いのかなと思いますが、いかに管理していくかという部分において、国、県、そのところで管理されているものを今活用するのがベストかな。イメージされるのが、例えば、赤谷商店街とか、いろんなところの町道付近、これ県道も含まれますが、ということになりますと、いかに管理していくのかということと、プライバシーについてどう管理するのかということがありまして、なかなか現時点でそのようなことが、町独自でということは厳しいのか、想定は現時点では行ってはございません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） この防犯カメラについては非常に重要な役割を果たしているのは、もう皆さん、いろんな事件等があったときには、十分認知されておると思います。商店の皆さん、もしくは個人の皆さん、それぞれ御協力をいただかないと、道路沿い等に防犯カメラが設置というのは難しい状況であるかと思えますけれども、これについては、やはり五ヶ瀬町自体が防犯でそういうのには安全な町ですとアピールするためにも、町主導となっても、やっぱり指導するか、もしくは協力を願う、もしくはその補助金等出して、ここには絶対必要だと思うところにつけてもらうとかということを進めて、安心なまちづくりの一環としてぜひ今度の総合計画の中で進めてもらいたいと考えていますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

それで、交通安全活動について少しお話を聞きたいと思います。

6月に下校中の小学生の列にトラックが突っ込んで児童2人が亡くなり、3人が重症という事故がありました。事故を起こした運転手が悪いのはもちろんでありますけれども、この背景には、現場の歩道が整備されていない、交通利用の多い道路であったということでもあります。また、

この事故の起きる以前から、保護者や学校から、安全対策を望む声が行政に何度もされていたけれども、後手後手に回り整備がなされていなかったという報道がありました。町内の通学路が大丈夫であるのか、また、歩道がないところはないかというのを、ここがやはりお年寄り、子供たちの安全な交通ということになります。これについてはいかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。ただいまの佐藤成志議員の御質問にお答えしたいと思います。

本町では、小学校、中学校の先生と、またPTA、教育振興会の代表の方と道路管理者であります西臼杵支庁土木課と本町の建設課と警察等々で交通安全推進会議というのを設置しております。2年に一度、実際現場、いろいろ小中学校から上がってきた危険箇所等報告頂いたところを点検して、その対策をどうするかという会議を開催しております。2年に一度と言っておりますが、夏場と冬場の凍結と交互にやっております。昨年度ちょっと冬場の対策ということで実施予定だったんですが、ちょっとコロナの関係でできなかつたんですが、今年度、4月に開催しております。また、7月のその先ほどの事故を受けまして、国のほうからも至急に点検を行いなさいという指示が出ておりましたので、今、小中学校のほうに再度、歩道と含めて危険箇所と、再度新たなところを上げてほしいということで、今お願いをしております。予定では今月の末頃にまたその安全会議、担当レベルになるかと思いますが集まっていたいて、またその対策をやっていこうというふうにしております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 交通安全のほうについては、特に車に乗らない子供たち、そして、お年寄りの方がこの対象になるわけですけれども、私たちが、今見たところ、子供のちょうど通学時には、見守りをさせていただきますボランティアの人たちが子供たちの対応をさせていただきますし、そういうことで、行きは安全なんですけど帰りはどうかといったときには帰りはない。特に、車屋橋からAコープ前までには歩道がありませんので、1列になって子供たちが歩いているという状態であります。また、国道の一番車の通りの多いところは、歩道側のほうに安全パイプ等は設置されているところのほうが少ないということでもありますので、これについては、すぐには改善はできないとは思いますが、歩道の安全確保という面で、その安全パイプ等を設置するとか、いろんな対策をしてもらいたいと思います。

交通事故自体が発生するときには、大概暴走運転とかいろんなことで、今回は前回の6月に起きた事故は飲酒運転ということでありましたが、そういうことで、突発的にするわけです。非常に子供たち、お年寄りが予測しない事故が起こってくるわけですから、安全対策というのはしっ

かりやってもらいたいと思います。

特に、子供たちの安全対策についてはしっかりお願いしたいと思います。

それでは、もう一つ、交通安全関係で、高齢者の交通事故等についてであります。今のところ、五ヶ瀬町内では国道が3本、県道が1本大きいのがありますがけれども、重大事故は発生していません。ただ、高齢者の方たちは、車の運転をされている方は多く見られます。交通インフラが縦ライン等がありますけれども、十分でない五ヶ瀬町内では、車はどうしても病院に行ったりとか買い物したりということで、生活には欠かせないものとなっておりますけれども、免許返納ということをお願いをして、高齢者の事故を少しでも減らそうという形で対策をしております。ただ、この免許証返納だけでは、事故というのは、先ほども言いましたように、病院に行くにも買い物に行くにも車がないとどうしようもないという家庭がほとんどですから、ここの充実をどうにかしない限りは解決しないという状況になっています。

私が提案したいのは、今、免許証返納されたときに、タクシー券を配っております。これは使い切りで終わりですけれども、例えば、半額補助とか3分の1補助で、タクシー券をずっと買われるという状態にできないものかどうか。車を維持するには、燃料代とか車検代とか維持費がかかっております。今まで維持費がかかっていた分が無料になるわけですから、タクシー券の一部補助も自己負担をお願いできるんじゃないかなと考えておりますけれども、この免許証の返納、もしくは補助という形についてどうお考えなのか伺います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。佐藤議員の御質問に関連して、現状のほうを少し話させていただきます。方針のほうは町長のほうがお話になると思います。

交通事故の関係におきましては、御存じのとおり、五ヶ瀬町では、交通事故比較的少ない状況でございます。特に死亡事故につきましては、今現在、7月の18日で死亡事故ゼロ日が3,000日を突破したということで、8年以上、死亡事故がないということでは、これは、県内では木城町に次いで2番目に長いということになっておりまして、これも皆さん方がやはり交通ルールを守られたりということで、国道218が特に交通量が多いわけなんですけど、それでも、皆さん方が交通意識が高いのかなと思っております。

それと、やはり交通事故、被害者にも当然なっちはいけないんですが、加害者にもならないということがやっぱり基本かなということで、そのようなところに、我々も意識を持って高齢者対策も含めてやっているということが現状でございます。

先ほど佐藤議員がおっしゃられましたとおり、今現在は、免許返納も推奨しておりまして、今現在、タクシー券及びバスのチケットを選択制で選べるようにということでしてございます。

そのほかにも、制限運転ということで、先ほど佐藤議員がおっしゃったとおり、いきなり返納

すると、なかなか生活に困るということもありますので、制限運転ごかせ安心・安全運転ということで、時間を選んだり、場所を選択して運転する方に、安心運転を行った65歳の方の返納に対しては2万円を2万5,000円に上げたというふうなことも取組をしておるところでございます。

タクシー券の半額を引き続きずっとやられるかということは、若干財政の問題と、それから、もともと車をお持ちでない方がコミバスとか利用されている方の関係もございまして、ここでじゃあ引き続きそれよかろうということもなかなか厳しいのかなという感じもいたしているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの交通安全に関します高齢者の安全対策について、いろんなところで、高齢者の事故のニュース報道がされております。加害者であったり、被害者であったりするケースも出ておりますが、本町の場合は、今総務課長からあったとおり、木城町について、そういう死亡ゼロが、五ヶ瀬町民だけじゃないんですけど、出ていない状況ということで非常にありがたい。これも、町民の皆さんの高い倫理観が影響しているんだろうなと思っています。

また、特に高齢者の安全対策として、いろんな警察の高齢者講習とか、それぞれやはり日本全国が同じ高齢化が進んでいるわけですから、そういう取組をやられて、特に街場と違って、こういう中山間については、先ほどからありますとおり、やはり移動手段としての免許の必要性というのは、街場に比べると全く違うわけですから、そういうところでの必要性をしっかりと持ちながら、やはり交通安全、もしくはスピードを出さない、また、交差点では必ず確認するとかいうのも、通常ルールに沿ってやられているわけですけど、やはり、人間、私もそうですけど、議員もそうですけど、歳を重ねるに従って、やはり人間の機能は落ちてくるわけで、それをどうやって補うかというのが一つの課題で、それも、一つの免許返納で、ほかの人たち、タクシーを使ったり、コミュニティバスを使ったりという形かなと思っています。

そういう形を利用しながら、やはり、でも、できる限り健康管理しながら、運転ができる体制能力は持っていくのが一つの生きがいですから、そういうのは重点しながら、いろんな講習会を受けていただいたりするのは当然だと思っています。

それから、もう一つ、コミュニティバスとかタクシー券の半額補助とか、いろんなやり方はあるんでしょうが、やはり五ヶ瀬ならではの町民と行政の協働ということで、やはり集落支援員の方々の支援とか、地域のボランティアの人の支援とかも、今後多くの小さな町だからことできることをやはり取り組んでいく必要があるんだろうなと思っています。

そういうことで、これも、なかなか行政だけでは知恵出し切らない部分がありますので、それぞれいろんなことの考えをお聞きしながら進めていければと思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） このことについては、町長も言われましたように、いずれたどる私たちの道であります。10年の間に大きく様変わりするかと思いますので、また、補助とか、国の助成とかいろんなのがなければ、予算等都合がありますので難しいですが、これは、どうしても何らかの形を示さなければならないと思います。

今、8区のほうにも、集落支援員の皆さんが入ってもらっておりますけども、その活用というのは非常に重要視されております。このことが、全町内に進むことでまた違います。法的な縛りもありますから、この辺りの規制緩和も含めて、やはり山間地の現状を中央に訴えて、規制緩和をさせてもらって、集落支援等の皆さんが活用できるような、この交通網にも特にして、高齢者の交通について支えてもらいたいと思います。

免許証を返納したら痴呆が進んでという話をよく聞きます。人との関わり合いがなくなったからそうなるんじゃないかなと、張り合いがなくなったから、そうならないためにも、そうならない対策を五ヶ瀬町で打ってもらいたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

道路交通網が相当整備されまして、町内全域では車が行かない地域とか、家とかがほとんどないと思われましても、整備の遅れで改良の進んでいない町道もまだ多く残っております。これの整備の進め方についてはどういう考えでしょうか、伺います。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えします。道路の改良の進め方なんですけど、それにつきましては、第6次五ヶ瀬町総合計画の36から37ページにかけまして、道路交通網の充実としまして、現状と課題、また、施策の基本方針、主な施策という形で、2ページにわたって書いてあるところです。現状につきましては、町道については、今でも各種補助事業を活用しながら改良整備を進めておりますので、先ほど佐藤議員のほうから御指摘がありましたとおり、まだまだ改良率が低いというのは、もう十分承知しておりますので、今後も、舗装の修繕等も含めた改良を重点的に整備をしていくという考えを、担当課としては持っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 町道のほうの改良等を少しずつという形でありますけども、進ん

でいるんですが、なかなか難しい状況がありまして進んでおりません。その中でも、よく話に出てくるのは、町道の草刈りがもう大変になってきたと、高齢化ばかりで、法面をどうかしてもらえないかとかいうような話も出てくる状況が、もう数多くいろんな会合が出てくるようになりましたので、この辺りを十分に熟知されて、優先順位がありましようから、この優先順位を決められて、整備を進めていってほしいと思います。

10年間で関連指標目標について、町道の改良が30%ぐらいかなと。今までの分をまたしなくてははいけませんので、それぐらいかなとは思いますが、できる限り、改良、整備を進めてもらい、草刈り等の軽減を図られるように、その都度、対応を打ってほしいと考えております。

それで、次の質問に移ります。

魅力、活力を生み出すという形で、今度あります。この中に、第一次産業プロジェクトについてうたっております。農業関連を含めて、農林業関連を含めて、この第一次産業プロジェクトは、全ての課題が入っておりますので、今後の進め方、また、これぐらいはここ1年のうちに、また、3年のうちに、5年のうちという目標を決めてやっているのかについて伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。佐藤成志議員の農林業の振興についての質問に、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

第一次産業プロジェクト会議につきましては、これまでの状況と今後の取組につきまして、6月の一般質問の中で、町の産業振興の方向性ということで質問され、答弁したところでございますけれども、その後は、これまで何度か延期をいたしておりました元宮崎県副知事の郡司様の講演会につきまして、7月の30日に町民センターで開催することができ、貴重な講演を頂いたところでございます。

しかしながら、地域の実情や農林業者からの意見を直接頂きたいことから、計画いたしておりました農林業の地区別座談会につきましては、現在も調整中ということで、第1区から桑野内地区、鞍岡地区の10行政区での座談会は実現していないところでありまして、コロナ禍の中、思うような行動ができない状況ではありますけれども、会議の開催規模や時間等の検討を行いながら、早急に座談会を進めさせていただきたいと思っております。

また、農林業の各生産者部会と、J A、普及センター等の関係機関との意見交換会も必要ということでございますので、農林業の現状把握と課題整理を行いながら、農林課の職員とともに、指針となる素案づくりを今年度進めたいと思っております。

進め方につきましては、今年度内にその素案づくりをしたいと考えておりますので、それで、プロジェクトというのは進めていきたいと思っております。

第6次の長期計画にありますとおり、農林業の振興につきましては、生産性の高い優良農地の維持や担い手の集積等、安全安心な高品質の農産物の生産とスマート農業により労働力の低減を図るなど、農業生産環境の整備を進めることや新規就農者、認定農業者など意欲ある担い手の支援策、それから、集落営農や法人化の検討、それから、Uターン者の受入れの体制整備とか、そういった後継者、担い手育成を図るなど進めていきたいと思っておるところでございます。

それから、林業においては、路網整備、それから、造林、下刈り、間伐等の循環型の林業の実現を目指して、林産物の生産環境整備等を進めていきたい。

それから、担い手となる共通の課題ですけれども、農業と共通の課題でありますけれども、新規就業者、それから、林業事業体、森林組合との連携とかを図りながら、後継者、担い手対策を進めていきたいと思っているところであります。

また、有害鳥獣対策等も共通の課題でございますので、そういった部門について、話し合いを行いながら進めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 今、農林課長のほうから回答がありましたように、非常に多岐にわたっております。一つ一つ潰していくという形になろうかと思っておりますけれども、全体で進めなければいけないという課題も幾つもありますので、これについては、息の長いことでありますけれども、目標の年数をもって、何年後にはこれが解決という形で進めてもらいたいと考えております。

それと、もう一つ質問行きたいと思っております。

商工業経営基盤強化という形であります。こちらも農業と一緒に担い手不足になっております。商店の経営継続が難しい状況になっております。建設業についても同じであります。建設業については、業者不足となりましたなら、インフラ整備とか災害時の対応、いわゆる町民に直結した支障を来すということであります。業種の引き継ぎ、いわゆる世代を交代していくのではなくて、別のところから、業種の誰かを人材を探してきて、その業種を引き継いでもらおうとかという形も一つの手ではないかと思っておりますけれども、経営者だけにこれを任せるのではなくて、町も一緒にそのことについて取り組む必要があるかと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

商工業の振興につきましては、経営者の高齢化や後継者不足、廃業による空き店舗の活用等、工業分野における企業誘致等と様々な課題が山積しております。業種の引継ぎということではなくて、全般的なお答えをさせていただきたいんですが、御質問の商工業の経営基盤強化の進め方

としましては、まずは商工会との連携により商工業を振興していくことが前提になってまいります。本年11月より、商工会事務局体制強化事業による地域振興コーディネーターを設置し、商工会の経営指導員が経営支援に専念できる体制を整備します。このことにより、業種の引継ぎ等がスムーズに行えるようになればいいかなと思っておるところです。コーディネーターによる地域支援活動による商品開発、販路開拓、PR活動に向けた取組を開始してまいります。

町としましては、この事業を1本目として商工会と連携しつつ支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 農業、林業、商工業含めて、非常に担い手不足というのが課題となっております。今、企画課長が話されましたように、商工会との連携がどうしても必要でありますから、この商工会との連携を強めていただいて、5年後、10年後に五ヶ瀬町から商店がまた減ったというふうにならないように、継続をできるような体制をしっかりとやってもらいたいと思います。

これについては、やはり五ヶ瀬町の元気の源であります赤谷商店街とか、そういうところが、やはり中心になろうかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、町長の考えを伺って終わりたいと思っております。

今回、庁舎建設等で、地方債残高が41億3,900万になりました。非常に財政基盤の脆弱の本町では、今後この返済を含めていろんな事業を展開していかなければならないという厳しい財政状況でありますので、第6次五ヶ瀬町総合計画実施に当たって、経済性、効率性、有効性を十分に検討して、優先順位をつけた政策実施をしてもらいたいと思っておりますので、最後に、町長のこれについての思いを聞きまして終わりたいと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 佐藤成志議員からの最後の質問ということですが、その前に、総合計画に沿ってそれぞれ各担当課長が説明しましたが、やはり安心して快適な暮らしを維持する基本目標の部分については、住民の皆さんの生活に直接関わる分野で、きめ細かな取組を今後進めていくということで考えております。

それから、道路交通網の充実では、先ほど秋本議員のお話にありましてとおり、九州中央道の早期延伸について、国に積極的な働きかけを行いながら、引き続き、整備促進を図っていくのが大事かなと思っております。

また、町道については建設課長からありましてとおり、九州中央道を起点とした利便性の高い交通ネットワーク形成に向け、やはりその全体の計画、総合計画、管理計画にのっとり道路整

備していくというのは優先順位になってくるのかなと思っております。

それから、防犯対策については、これは、住民の生命と財産を守るべく、引き続きあらゆる対策を講じてまいります。特に、先ほど議員からありましたとおり、子供の見守りから、高齢者の交通安全等、地域がやはり連携しながらやらないとできないという状況もございますので、そういったところを視点に、地域安全の推進を図っていくということで考えております。

それから、魅力、活力を生み出す基本目標については、やはり何といたっても、町民の所得向上を目指すというのが最大のミッションということで、特産センターの話も先ほどありましたが、そういったところも全体的見ながら進めていくと。

それから、農業、林業の振興については農林課長からありましたが、後継者問題、耕作放棄地と様々な課題が上げられておりますが、まずは、本年度中に、再三質問を受けていますが、第一次産業プロジェクトによる報告書にまとめているというのを最優先にやって、その報告書の中で取りまとめたものの課題解決に向けた施策を展開するというような流れで考えております。

それから、議員からありました商工業の振興の分野においては、11月から会長の努力もあって、商工会と連携しつつ地域振興コーディネーターが設置できるということになりました。これは非常に大きいと思っています。後ほど質問があります買い物弱者の対策も含めて、いろんな知恵を出していけるということで期待しているところでございます。

そういった中で、この総合計画に盛り込んだもの全て重要な取組だと認識しております。議員の御指摘のとおり、限られた財源の中で効率的に課題を解決し、持続可能な五ヶ瀬をつくっていくということですので、やはり、全てが行政でやるんじゃないと。住民協働で、やはり町民の皆さん、特にまだ若い皆さんは、力を貸してもらって一緒にやるとまちづくりというのが重要であると考えております。公助、共助、自助の役割分担を図りながら、10年後の五ヶ瀬の将来像に向けて、町民一丸となって各施策を今後も進めてまいるという覚悟でございます。

一部答弁に不備な部分もありますが、以上で終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 41億の地方債の返済のことはよろしいですか。町長。

○町長（原田 俊平君） 起債と償還についての質問もあったということで、既に佐藤議員は監査委員ですので、先日監査報告の中でいろんな御指摘も伺い、また、その起債、それから、起債残高を踏まえていろいろ意見交換もさせていただきました。今回、庁舎建設とかデジタル防災無線関係で、一時期に伸びましたが、計画的な返済と有利な起債を行っておりますので、これも期間とともに平準化してくると考えながら、起債を借りているわけですので、そういったところで、まず毎年毎年、監査の方々とのそういうやり取りをしながら、しっかりした財政運営をやっていきますので、御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） これで、佐藤成志議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、7番、綾健一議員、御登壇願います。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一でございます。通告に従いまして、2点ほど一般質問を行います。

質問事項、1点目、岩神大石線の側溝の整備について、2点目、岩神から入るうのこの滝進入路の町道編入についての2問です。

質問の要旨、まず1点目ですが、岩神大石線の側溝の整備について、林道岩神大石線は現在工事中で、まだ全面開通には至っていないが、一部が開放されており、山林の伐採搬出が行われているところであります。

この林道について、地域住民から「側溝が至る所で詰まり、水が道路を横断して法面に落ちているが崩壊の危険性がある。」との声があり、現状を確認した結果、側溝には至る所で土砂や木の葉が詰まり、水はけが悪く、水が道路を横断して流れるところもありました。また、舗装はめくられて砂利で補修されている箇所も目立った。まずは側溝の土砂や木の葉を撤去することが急務であると考えているが、どのような対応を行うのかお尋ねいたします。

2点目ですが、岩神から入るうのこの滝進入路の町道編入について、うのこの滝進入路について、地元住民から「道幅が狭く側溝に脱輪した車に何度も遭遇し、車を上げるのを手伝った。側溝にふたをつけてほしい。」との要望であります。初めは、作業用道路として作られたものだが、今ではうのこの滝の観光道路としても使用され、訪れる人も増えたため、整備の必要があるということ。現状は作業道であるが、うのこの滝を町の観光資源としてPRしている以上は町道にして整備を行うことが必要と思うが、その考えはないのか伺いたいと思います。

まず1点目からお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。綾議員からの林道岩神大石線の側溝の整備についての御質問に、まず私のほうから答弁させていただきます。

林道岩神大石線でございますが、平成21年度より県営事業森林基幹道岩神大石線として、宮崎県のほうで事業実施をしていただいております。自動車区分としては、第2種1級の全幅5メートル、車道幅員4メートルの道路規格でございます。道路延長1万2,250メートル、利用区域724ヘクタールで、現在も4工区に分けて工事が計画、実施されているところです。

今回、綾議員から御指摘を頂きました側溝の詰まりの件でございますが、先日、私自身も笠部地区から2工区を確認させていただきましたが、御指摘のとおり、草切りの不十分な箇所、並びに側溝の詰まった箇所などを確認させていただきました。全ての箇所の土砂除去については、な

かなか厳しい状況ではございますが、地元の協力を得ながら対応するというのは必要だと認識したところです。

詳細な現状と課題、さらには今後の維持管理対策につきましては、担当の農林課長に答弁をさせます。

まず私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。綾健一議員の岩神大石線の側溝の整備についての質問にお答えいたします。

始めに、現在の町内の林道の維持管理の主な状況につきましては、町の維持管理費の予算の中から、機具や機械のリース代などを支出しまして、地元の方々や森林所有者、林業関係者などの御協力の下、道路沿いの草刈りなどの管理をお願いしているところでございます。また、土砂の撤去とか小規模な補修工事につきましては、建設業へ依頼いたしまして、町の維持工事の予算にて対応しており、台風等での災害被害につきましては、災害復旧事業等の申請を基本に、県単災害事業等を使いながら、工事予算にて対応いたしているところでございます。

岩神大石線の工事概要につきましては、町長も答弁されましたとおり、本町の森林整備において重要な役割を果たしていると認識しておるところでございます。現在4工区に分けて林道開設されておりますけれども、令和2年度までに、全体で7,611メートルほど開設がされているところでございます。

排水処理につきましては、山側に側溝を設置されまして、谷などに横断溝とか暗渠を設置して整備されている状況でございます。

本路線の今後の維持管理の対策につきましては、この岩神大石線というのは、もともと他の林道開設に比べまして、当初の計画から、災害に強い道づくりの設計といえますか、積算がなされておりました、林道の開設に併せまして、排水溝とか横断溝の設置、それから、のり面の保護工事、路面の舗装工事を一緒に施工しておるところであります。進めていただいているところであります。

まだ全線が開通していないという状況から、現在は、草刈り等の維持管理につきましては、地元や地権者の方々の協力体制づくりが不十分というところがございますけれども、基本的には、他の林道と同様、町の予算を活用しながら、地元の方々や地権者、利用者の方々の御協力の下、維持管理を進めたいと考えているところであります。

また、岩神大石線には、開設促進の期成会が設立されておりますので、期成会と連携を図りながら、御協力を頂きたいと考えているところであります。

担当課においても、定期的なパトロール等を継続しまして、現状把握等、対策に努めていきた

いと思っております。

しかしながら、岩神大石線をはじめとする町内の林道の管理はちょっと膨大で、さらに高齢化や人口減少によりまして、全てを網羅することは厳しくなっている状況だと考えております。地元森林関係者にとっても、これらが維持管理が大変な負担と考えられますけれども、現時点では、林道維持管理につきましては、地元との連携を図りながら、引き続き御協力を頂きたいと考えております。

緊急性を有する場合は、管理の負担の状況、林道の状況を考慮しながら、町の維持管理費を有効利用しながら、路線ごとに対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一議員です。ただいま町長からの回答、それから、農林課長の回答を頂いたところです。

説明のとおり、いろいろと努力をされておるといことは伝わってきておりますが、現にやはり林道がたくさん五ヶ瀬町にあって、非常に整備が遅れているのではないかという指摘があります。そこで、林道の側溝等、維持管理ですが、この草刈り等の維持管理については、先ほども申されたように、地元の人たちの協力や建設業あるいは受益者などの協力を得てやっておられるということで回答頂いておるわけですが、そういった資金とかリース代も含めてのシステムをされておるといことでもあります。緊急性を有する箇所については、補修工事や維持工事費に土砂の撤去等の対応を実施とあります。林道は五ヶ瀬全域に建設されており、こういった側溝詰まりは全体的にあると思いますが、特に、岩神大石線は、林道の下に集落があり、地元の人には土砂災害の危険性を懸念されています。最近雨量が多いので、早めの撤去が必要と思います。そこで、土砂の撤去対応を実施とありますが、この実施される時期というのは、いつ頃実施されるのか伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 実施の時期につきましては、地元からの情報提供とか頂いて、現地を確認して、できるだけその現場で緊急性を判断しまして、予算内で早急に対応している形を取っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一議員です。できるだけ早く対応されるということなので、ぜひ対応していただきたいと思っております。

次に、路面補修についてですが、必要に応じて土砂での補修を実施とありますが、土砂では一

時的な補修に過ぎず、強度が保てないのではと思いますが、そのことについては、どうお考えでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。路面の補修についての御質問でございますけれども、岩神大石線につきましては、議員がおっしゃるとおり、かなり舗装路面の修復が必要な状況となっております。これにつきましては、1工区から4工区で工事施工されていることもありまして、工事の市道等によるダンプの往来とか、先ほど議員がおっしゃられました、輸入木材の搬出とかによって、一部はがれた状態が出てきていると考えますけれども、この路線の補修につきましては、その林道の工事の状況を見ながら、考慮しながら進めたいと考えているところであります。

事業につきましては、県単林道網の整備事業等がございますので、県単事業等を活用して、計画的な整備を進めたいと考えておりまして、令和3年度も予算計上はしているところでありますが、工事の施工状況もございますので、そこを検討しながら進めていきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一議員です。今年度予算は計上してあるということですが、これはいつ頃になるか、まだ今のところではずっと計画がなされていないという考えでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 状況としては、1工区のほうはかなり路面が荒れているんですが、現在、工事が入っているところもございまして、そこで施工するのもちよっと今厳しい状況でございますので、時期をちよっと検討しながら進めたいと思っているところでございます。そういうことです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 分かりました。それから、次の質問に移りますが、定期的な林道のパトロールとありますが、定期的に林道をパトロールされる計画を持たれておりますが、この林道のパトロールといったところは、全域をパトロールされるのか、あるいはこの線に関してのパトロールなのか、パトロールされるのであれば、いつの時期なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 林道のパトロールにつきましては、担当のグループのほうで現場に

行くこともございますし、そういう情報があった場合に、確認に行く場合もございます。全線の林道を回るといことはなかなか厳しい状況でございますので、現在の状況は月に2回程度パトロールということで回って、その状況を報告書としてまとめているという状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 質問まだ長くなりますか。長くなれば、一応これで締めないと。

○議員（7番 綾 健一君） ちょっと時間的には少しかかるのかなと思ったりしております。

途中からでも、私は構いません。議会の都合で、途中からでも始められます。

○議長（甲斐 政國君） 分かりました。じゃあもう少し時間がかかるということですので、ここで暫時休憩としたいと思います。13時05分から開会したいと思いますので、よろしくお願いします。

午後0時01分休憩

午後1時01分再開

○議員（7番 綾 健一君） （中断）先ほど、パトロールのことについて質問したところですが、情報を共有して月2回ほどあるということで確認したところであります。

次に、災害については、国の災害復旧事業で対応とありますが、災害が発生してからでは間に合わないので事前に対策が必要と思います。これもパトロールされるときに、事前にどういった箇所が悪いのか分かると思いますので、そういうところを重点的に、やはり優先順位があればそこから徐々に進めていってほしいと思うところであります。

次に、現状と課題のところ、現地確認されて側溝の詰まりと舗装路面が傷んでいるのが確認されておりますが、これは先ほどから業者あるいは受益者ですか、などと協議をしながら、また地元の協力体制も取りながら進めていかれるということで、この点は理解したところで。

次に、草刈り等の地元の協力体制が不十分な面もあるとのことですが、どういったことで不十分なのか伺いたします。

○議長（甲斐 政國君） 課長たちをお願いします。傍聴席から非常に聞きにくいということですので、マイクを近づけてゆっくりと御答弁をお願いします。農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。岩神大石線につきましては、現在工事を施行中ということでありまして、全線が開通していないという状況でございます。

それで、地元と並びに地権者の方々の十分な協議がなされておらず、草刈り等の実施等について今後また検討が必要であるということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） ただいまの回答でまだ開通してないということで、地元の協議もできないということですが現にやはりもうかなり、何ていうんでしょうか傷みが激しいというんでしょうか、そういう面が見られます。

そこについては、早速行動していただけるようなお話でしたのでこれはよろしくお願ひしたいと思いますが、開通してからの協議ということになれば、もう少し先にこういうことに関しては協議されるのかなというところで理解しました。

次に、3番目に今後の維持管理対策のところですが、実施計画段階から災害に強い道づくりとなっており、路面工事も一体的に行われているが、維持管理は地元の協力体制が必要不可欠とあります。地元とはどの範囲を示すのでしょうか。

例えば、あそこは廻淵と戸の口、岩神といったところが区域に入るかと思いますが、また言ったところがやっぱり区域に入ると思うんですが、どういったところまでの範囲を想定されておるのかお伺ひします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。綾議員の御質問にお答えいたします。

できましたら地域の方のほうが現場に近いということもございますので、地域の方に御協力いただきたいと思っておりますし、その辺りに土地を持っていられる地権者の方とか、またそういう草刈り等の受託をしていただける団体等があればそういったところにも相談していきたいと。林道全体については、そのような形で対応しておりますので、そのような形でお願ひしたいと考えているところです。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一です。そういうことであれば、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、受益者の協力もいただきながらとありますが、この受益者が今までどういったところで協力されてるのか。今までの私が把握してる感じでは、林道とか使用された折に受益者が責任を持って何らかの対応をされたという路線は耳にしたことがありませんが、どこか例があれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 近くの地域の方が受益者という場合もかなり多いと思われまふ。それから、実際事業体が所有されている方が伐採されたりとかということで、山の手入れに入られたりされてるところもございまして、そういったところで協力をいただければなというところで書いてるところでございまして。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 今の話によりますと、受益者が協力をいただければなということのようですが、これはなかなか難しいところでございまして、今までがその受益者が舗装の傷みを修繕して出たということが余り見受けられませんので、こういうところはやっぱり今後山林伐採が進むと思いますが、受益者にも何というんですか責任を持って修繕補修をしていただける予算等も組んでいただけるように、積極的に言ってほしいと思うんです。これも、行政さんも協議の上で受益者に、収益性が上がるわけですから道の補修の何%かはいただくとか、そういうような協議をしていただきたいと思います。

次に、緊急性を要する維持管理箇所について、地元及び行政での協議を行い、県の維持工事費や県の補修事業を活用し対応するとあります。また、台風も発生しますので、緊急の課題としてすぐにでも土砂、木の葉の撤去を実施してほしいところでもあります。これは、もう先ほどいつごろまでに撤去しますかとお伺いしたところでしたが、早急に考えておられるということでこの点についてはお願いします。

次に、担当課でのパトロールですが、これも先ほど質問をしたところでぜひやってもらうということになっておりますので、よろしくお願いします。

路面補修についても、県単事業等を活用し計画的に改良を進めるということでもありますのでぜひお願いしたいと思います。

1点目はここで終わらせていただきます。

次に、2点目のうのこの滝進入路についてお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。綾健一議員課長からの2つ目の質問、岩神から入るうのこの滝進入路の町道編入についての御質問に私のほうからお答えいたします。

先日この質問いただいて、岩神からその進入路を経て階段等を通じて下の滝つぼまで行って、久しぶりにあの神秘的なうのこの滝の部分を確認させていただきました。やはり非常にいいところだと思いますし、綾議員から指摘あったその全部じゃないんですけど、側溝の部分ですね、カーブとここ辺かなということで確認してきたところでございます。そういったところで答弁させていただきます。

そのとき、余談ですが熊本ナンバーの若い方が1名駐車場まで来て、下まで見に行かれてました。そういう状況の中で、今回質問、うのこの滝の駐車場までの側溝のふたかけについてですが、まずはうのこの滝は町内の貴重な観光資源であります、具体的なその入込客数については特定の観光施設ということではありませんので、カウントはしていないのが現状です。

具体的な数字はそういうことで把握しておりませんが、現状ではこの前の庁舎も含めて道路

関係もあるのですが、それほど多くの観光客が訪れるとは推測できません。ただ、いろんなSNSを通じて非常に興味がある人が増えてるのは実情かなと思っております。

この貴重な観光資源を生かすために、今年度県の観光地域づくり推進事業というのを活用して、宮崎県観光協会アドバイザーの意見を参考に、将来を見据えた遊歩道の下の滝つぼの下の部分を中心に整備を実施いたします。

今後、ソフト面を含めて地域活性化拠点エリア構想に盛り込み、入込客の増加を図りたいと思っておりますが、現時点においては、大幅な増加が見込めるかどうかは想定はできないという状況でございます。

議員御指摘の駐車場までの道路についてですが、現況では農道とされており、原則として地元が管理する体制となっております観光道路として鑑みた場合に、駐車場までの路面状況もしっかりしており、また交通量も現時点においては極めて少ないという状況でございます。

このようなことから、側溝のふたかけについては現地調査で見た部分この部分かなと、危ないのかなというところはありましたが今後の動向を見きわめて、安全性がやはり保たれないという状況にある箇所については、その時点で対策を講じていきたいと考えております。

次に、この農道の町道への編入についてでございますが、現在町道編入については、町の予算の範囲内で町民の皆さんの生活道路として利用されている林道とか集落道とか農道を対象に道路台帳を作成し、順を追って編入の手続を行っている状況です。仮に、本農道につきまして町道編入が行うことができたとしても、他の路線との優先順位もありすぐに改良工事の対象とはならないのが現状でございます。

そこで、本農道を優先して整備を行うということを考えた場合には、観光用の道路として町単独事業として整備改良を行うのか、町道編入後補助事業等を活用して整備改良を行うのかの具体的な検討が今後必要になると考えております。

実施に当たっては、関係機関との調整も必要となりますので、関係機関との調整も今後行いながら検討を進めていこうかなと考えているところです。現段階の考えは以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一です。答弁の要旨の1つに、うのこの滝の観光動向についてはそれほど多くの客が訪れているとは推測できないということではありますが、私は以前より農免道路をこの岩神西線を利用させてもらっています。そこで目にするのが、やはり乗用車の出入が若干多くなったと感じておるところです。

よく上り坂を通ってますと、普段よりか車の出入が確かに多くなっております。しかし、頻繁に通っているとは思いませんが、あの線に関わった農家の人も増えたと感じられておるところです。

離合にしても不愉快な目に遭うと、ましてはその脱輪現場に遭遇すると協力しなければならない。そこで時間を使うので、農作業にも影響するとのこと。なんとか脱輪を防ぐためにもふたかけは必要であるがといわれるところですが、側溝のふたかけの需要とあり、駐車場までの道路は農道とされており、原則として地元が管理しているところを先ほど町長がおっしゃったようなことでございます。

この側溝のふたかけについては、今後の動向を見きわめて安全性が保たれない状況にあれば、その時点で対策を講じたいとありますが、側溝に脱輪するということが自体が安全ではなく軽い事故と思うようなものでございまして、安全性は保たれてはいない。ふたかけは必要ではないかなと思うところです。

ぜひ町単事業の資金でも活用していただき、早急にふたかけに対しては長い距離ではございませんので、ぜひやっていただくよう検討していただきたいと思うところです。

また、最後に、町道編入についての答弁ですが、予算の範囲で住民の生活道路として利用されている林道、集落道、農道の対処に台帳作成を行い、編入の手続を行っている町長からもお話があったとおりでございます。町道編入を行っても、他の路線の優先順位もあってすぐにはできないだろうということでもあります。改良することになれば、先ほど言われたように観光用の道路として単独事業で整備改良を行うのか、町道編入後補助事業等により整備を行うのかという具体的な検討が必要と申されました。当然そういったことは必要と思っております。

答弁の内容は分かりますが、この路線は作業道として造られた道路、地元の農家の利便性の道路です。今は交通量が以前より多くなり、道も以前より悪くなり路肩が下がっているところがあるので直さなければならないということですが、農作業にも非常に影響している。

道の管理も地権者が手伝うありさまでして、草は切っても後片づけがないと。切りっ放しという形になっている。片づけはもう地権者がするありさまであると。今後もこのような状況は続くと思われると申されております。

観光客も来るので、ぜひ町道に編入してもらい維持管理を町でやってほしい。当然、手続等時間はかかると思いますが、地元地権者の要望に伝えていただきたいと思っております。

最後に、こういった町民の声というものを町長はどういった感覚で受け止められておるのか、最後に、これは以前から申されたように長きにわたって町道編入が検討されるのか、それとも身近な時間で検討していただけるのか、ここのところを町長の思いを置きかせていただきまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。うのこの滝の進入路についての追加質問ということにお答えいたします。

綾健一議員からありましたとおり、道路関係の要望についてはそれぞれ要望書が上がったり、その都度その地権者とか関係者から口頭で要望を聞いたり、例えば現場に行っているいろんな協議をするところでいろんなお話を聞かせていただいたりする部分で、一通りいろんな地域の道路要望はお聞きしているところです。ただ、過去から溯ってこういうことやったとか、こういう約束があったとか、そんないろんな過去の話もお聞きする機会が度々あります。

そういった中で、先ほどからありましたとお、いろんなその道路整備については、一遍に一括して要望があったところをやればいいんですけど、今の現状としてそういう体制は組めません。

そういうことで、限られたその改良予算とか維持予算の中で、どこを優先していくかというのを担当課でそれぞれ担当者、担当グループ長の中でしっかり議論いただいて、じゃあ今年度この部分の予算の範囲内でここをやりましょうという要望が上がってまいります。

その中で、我々最終的な査定をさせていただいて、じゃあここやることにしよう。ただ、全て要望が上がっておるところとの対応は当然ギャップがありますんで、大変申し訳ないというところはやはり頭の中に置きながら、計画的な整備をしていくというところです。

ただ、先ほどふたかけとか、先ほどの岩神大石線の側溝の詰まりで下流域に影響を及ぼすということが明白になった場合は、当然その緊急的な予算確保する中でそこを優先的にやるという話になってまいります。そういう状況をしっかり鑑みながら、今後も道路整備、維持管理については対応していこうと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） あとはよろしいですか。これで綾健一議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、2番、小笠原将太郎議員、御登壇願います。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎、通告に従って一般質問させていただきます。

その前に、私このたび選挙に当選させていただきましてこの場におるんですが、私は五ヶ瀬の皆様のために役に立ちたいというその一心でここに立っております。私のモットーといいますか、若いときからいろいろ勉強してきたんですけども弱者救済、要するに民法で規定されてますけども、弱い人をいかに助けていくかというのが私のモットーでございます。

ですので、皆様にもそのところをよくお考えいただきまして、これからのまちづくりに向かっていていただきたいと思っております。そして、この4年間少しでも役に立てればとその一心で頑張っております。

それでは、ちょっと緊張しておりますけども質問に入らせていただきます。

まず、1番、高齢者に対する移動手段の確保について。交通弱者であります高齢者が増えてお

ります。先ほどの質問の中にも、高齢者の移動手段を確保するということがございましたけども、そのことについて。

それから、2番は若者の定住につながる住宅整備についてお聞きしたいと思います。

それら、公園の整備。私、五ヶ瀬に越してきました公園の整備がなされていないといいますが、公園が全くないなと思っておりますので、その点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 政國君） 1問目からということを通告してください。

○議員（2番 小笠原将太郎君） それでは、1問目の質問について町長お答えいただけますか。お願いたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原将太郎議員からの3つの質問でございます。

まず、第1点目が高齢者に対する移動手段の確保についての御質問に、まず私のほうからお答えさせていただきます。

交通弱者である高齢者に対する移動手段の確保についての町の考え方の御質問であります。御承知のとおり本町では、宮崎交通路線バスの廃止路線に代わる町民の足として、平成19年10月からコミュニティバス運行を開始しているところでございます。

主には、病院利用者が大多数を占めているという状況を考えて、五ヶ瀬町国民健康保険病院を起点として運行し、多くの町民の方に利用されてまいりました。しかしながら、旧宮交バス路線に対応する路線を基本として路線を編成していることと、運行経費の観点から全ての地域の人たちの要望には応えきれない状況もございます。

将来的には、効率的な運行とニーズに可能な限り応えるための幹線を除き、一部デマンド型、デマンド化の可能性を模索しつつ、末永く町民の足として今後も運行してまいりたいと考えております。

また、町内真の高齢者が運転免許証を自主返納された場合においては、タクシー代を支援する事業を設けておりますが、本年度からタクシー券に加えてコミュニティバスの無料定期券のいずれかを選択できるように幅を広げたところでございます。

生活必需品の購入に関する取組といたしましても、平成30年から教育委員会で進めます移動図書館と特産センターの野菜販売をコラボしました五ヶ瀬マルシェをスタートさせております。五ヶ瀬観光協会が実施主体となりますが、町民の皆さんに御利用いただき、野菜販売部門は大幅な売上を伸ばしている状況でございます。

また、新たな取組として先ほども申し上げましたが、宮崎県の商工会事務局の体制強化事業を活用し、本年度11月から商工会に地域振興コーディネーターを設置することとしております。

業務内容の1つとして、買い物弱者対策を商工会ともども掲げておまして、今後商工会と連携した新たな買い物弱者対策案を検討できればと考えております。

現時点での取組状況、考えは以上であります。交通弱者対策は今後ますます重要性が高まる分野であると認識しております。さらなる検討が必要であると考えておりますので、様々な検討を今後も加えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。ただいの町長から答弁をいただきましたが、この第6次計画の中にも明記してありますように、公共交通の充実というのがございます。

また、このSDGs、これはこのごろ社会の中でしきりにうたわれてる持続可能な社会をつくらうということなんですけども、誰一人取り残さないということがはっきりとここに明記してありますけども、現状としては残されてる人が五ヶ瀬町内多いと思います。

先ほど町長言われましたがオンデマンドの運用、オンデマンド、要するに柔軟な対応して交通の確保をしてあげるということになるんだと思うんですけども、お年寄りが非常に困っているというのが現状でございます。

ですので、早急というよりも明日にでも実行するような形で実施していただかないと、お年寄りには長く生きられませんので早急な対応をお願いしたいと思うんですけども、町長にお聞きしたいのはそのような計画の実現性に向けての予定といたしますか、についてひとつお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原将太郎議員から、総合計画も含めた先ほどのオンデマンド型のコミュニティバス体制とか、要するに全ての方が満足されていない、取り残されて利用したいけど利用できないという方もいらっしゃるということへの今後の対応ということについてお答えします。

その交通対策については、国、県、それから役場内部でも様々な対策協議会を立ち上げております。それで、様々な課題をピックアップしながら、一つ一つ解決できる仕組みをどうするかという協議をしております。

だから、その1点だけじゃなくて総合的な対策検討をやっておりますので、その協議事項に従って一つ一つ解決していきたいと思っております。全てが一掃に解決するものではこれはありません。

そういうことで、小笠原議員からも知恵があれば出していただいて、それぞれこういったこと

をやればいいんじゃないかというのを担当課中心に、またその協議会の委員の皆さんに投げかけながら、関係機関と協議して進めたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 町長、ありがとうございます。ただいま提案ということで、町長のほうから答弁ありましたけども、私思うにGライン、それからスクールバスですね、バスが動いております。頻繁に見かけます。夕方、早朝といいますかいろんな時間帯に動いてると思うんですけども、このGラインとスクールバスというのは運行の形態といいますか、運営されてるのが教育委員会、それからということで違うのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

基本的に企画課のほうでコミュニティバスは運行しております。スクールバスに関しましては、学校関連というなことで教育委員会のほうで管轄しております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） すいません。企画課及び教育委員会でそれぞれのバスを運行されてるということで、いわゆるスクールバスと同じ時間帯にGラインが走ったり、簡単に言いますと、一般的な考えで言うとスクールバスには一般の人は乗れないということでしょうか。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。小笠原議員の質問にお答えいたします。

過去において、スクールバス、コミュニティバスそれぞれで運行してまいったんですが、やはり効率化を考えた場合に、小笠原議員御指摘のとおり一部一緒に乗ったほうが効率的にいいんじゃないかというようなことで、昨年からは鞍岡線の一部においてはスクールバスとコミュニティバスと一緒に運行をしているところであります。

今後についても、可能な限り効率的な運行ができればよいのかなと考えておるところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） ありがとうございます。やっぱり効率的な運行というのは無駄がなくてよろしいかと思えます。

ちょっと話がずれるかもしれませんが、脱炭素、低炭素ということで、車の利用を控えよ

うということで今社会の動きが変わってきております。実際、一般生活の中で炭素の排出量はこの電気及び暖房がトップなんですけども、その次がやはり車での移動ということで、車での移動が非常に炭素の排出量が多い状況だということです。

私思うに、ただいまGライン走っております。この五ヶ瀬町の職員の皆様、私も含めてですけども、公共交通の1つとしてGラインをもう少し利用するようにして、それを使うことによって脱炭素いわゆる低炭素といいますか、姿勢を五ヶ瀬町として示すというのも1つの方法だと思います。そのためには、より一層の効率的なバスの運行ですので、同じような時間であればお互いに乗り合わせるような形を行い、今現在走ってない、お昼前後はちょっとバスが走ってなくて、お年寄りがAコープの横のATMのところまで寒い日も暑い日もずっと待ってらっしゃる姿を私は見ております。

雨が降っててもおじいちゃんおばあちゃんはそこで待つとるんですけども、そういう時間帯にまたバスを走らせる等の対策はできないでしょうか。その辺お答えをお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えします。

先ほどから答弁させていただいており、効率的なという観点もございますし、過去のニーズに合わせて運行の便の見直しも図ってきたところであります。

確かに、おっしゃるとおり全時間に、例えば買い物が終わる時間に便がないだとかそういう要望は来ているところでもありますけれども、全てお一人お一人のために運行できればそれがいいんですけど、効率的なという観点とまた運行経費の問題もあるかと思えます。

ニーズには応えていきたいとは思っておるんですが、基本的にはコミュニティバスは路線バスでありますので、タクシーとは違う部分もあるということで御理解願えればと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） ありがとうございます。バスですのでタクシーとは違うのは十分理解しておりますが、やはりお年寄り、いわゆる交通弱者と言われる車を持ってない方というのが実際増えております。

私も、自宅のあります岩神から仕事場に向かう途中で逆走してくる車に出会ったことがございます。逆走してる方の表情を見ると、御自身はもう逆走している感覚はない車だったですね、軽トラ、宮崎地元の方。その日すぐ派出所の方にそういう旨お話ししましたら、たまにそういう報告があるということでいわれております。

現に、交通弱者、要するにもう車には乗ってはいけないんでしょうけども、乗らざるを得ないという方が多くいらっしゃいます。ただ、ここにいる私たちは免許もありますし車もあるのでそ

ういう不便は実際に感じることはないんですけども、総務課長が言われるようにバスはもう少し走らせてほしいというような要望があるというのは、やっぱり車を持ってない方たちの声ですので、できるだけ対応をしていただきたいなと思います。

そして、先ほども申しましたように、車を利用しないで私たちはそのバスをもっと利用するような形で対応していけば、脱炭素ということに対しても取組となってよろしいのではないかなと思います。くれぐれも脱炭素、いわゆるCO₂を排出しないためにということで、公用車を途端に水素で走る車にしたりとか電気で走る車にしたりとかではなくて、お金のかからないところで、町民のためになるということで行っていただけたらなと思っております。

それともう1つ、病院がこのたび3町で合同で運用するという形になっておりますが、その病院にアクセスする方法としてもそのバスですか、こちらには病院は残るんですけども、そういうアクセスのことについても少し不安だという方もいらっしゃると思いますので、その辺について病院事務局の方に答弁をお願いしたいなと思います。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 病院事務長。

○病院事務長（奥村 和平君） 事務長です。ただいまの小笠原議員の質問にお答えいたします。

現在、おっしゃったように、3町間で今後の病院の在り方についての方向性が今議論されているところです。住民説明会も一通り3町とも終了いたしまして、様々な御意見をいただきました。その中でやはり、もし病院の機能を役割分担していくのであれば、じゃあ病院間の移動についてどうするんだという御質問を確かに多くいただいております。

診療機能の役割分担を図っていく上で、やはりその間については今後、具体的ではないんですけども今後2年半かけて3町間での議論が続いていきますので、その課題に対しても検討は進めていこうというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） どうもありがとうございました。病院間の移動、それから学校への通学、それから職場への通勤、それぞれのラインが別々ではなく統合した交通網として利用できるようになり、そして車を持たない人が安心して暮らせるようなまちづくりに向けて、町長ぜひその実現に向けて、また低炭素脱炭素ということも今からの社会に向けて必要なことになってくると思いますので、ぜひそのことの実現に向けてお願いしたいと思います。

そして、ひとつ私この福祉、高齢者の交通手段ということで私今回質問させていただいてるんですけども、ちょっと関連しまして福祉ということで1つ提案なんですけども、私がここに越してきましたもう早5年、寒い冬が4回ほどございました。

寒い冬の夜に、お年寄りがお風呂に入って亡くなるということは何回も聞いております。ここ

で提案なんですけども、寒い日の夜NHKなどで明日の朝は非常に冷え込みますというような放送がされている夜の防災無線において、お年寄りにコンピュータの声ではなく学校の児童及び幼稚園の子供なんかに、おじいちゃんおばあちゃん今日は寒いからお風呂に入るのは気をつけてねとか、あったかいときに入ったほうがいいんじゃないのとかそういう声かけをしていただければそ、お風呂に自分で入りにいって亡くなるということです、多分元気な方がお風呂に行かれてそういうふうなことになっているかと思います。

もちろんここにいる私たちも、全員その可能性はなきにしもあらずなんですけども、ただ一人暮らしのお年寄りが、おじいちゃんおばあちゃん気をつけてねというその声を聞くだけでも安心していい町だなんて思われるのかもしれませんが、ぜひその実現、お金もかかりませんし放送で流せばいいだけ、いろんな規則はあるかもしれませんが、その辺ちょっと福祉課長お答えいただけますでしょうか、福祉課長でよろしいんでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。この前、先日新人議員研修のときにもそういうお話をいただきまして、課のほうでも報告はしているところです。無線の放送ということですので、総務課との協議も必要になってきますので、そこでどういう結論を出すかということです。私からやりますというのなかなか今の段階では言えない状況かなと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） どうもありがとうございます。ぜひ実現に向けて、寒い冬のお風呂場、またトイレでそういう事故が起こらないように、そういう声かけがあるだけでもお年寄りは温かい気持ちになってゆっくり休まれると思います。

毎日お風呂に入ってるという方はそうはいないとお年寄りになれば、思いますので、その寒い日を外してお風呂に入ってくださいとか、そういう声かけをしていただければ尊い命が失われることがないと思いますので、ぜひお願い、町長その辺はどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員からの冬の寒い夜の日常生活、特にお風呂に関する注意喚起をできないかという御質問でございます。

若干質問にもありましたとおり、防災無線の基準は当然あるわけでございます。その中で基準を守って、防災無線を利用して町民への利便性とか危機管理事項を流させていただきます。

それで、全てこの防災無線を使ってやるというのも1つの案かもしれませんが、やはり五ヶ瀬町協働の町と、住民と行政と地域が一体となってやるんよていうのがありますので、例えばやは

り声かけですね、近所の声かけとか例えば組内のそういう心配な方がいらっしやったら、そこでやはり目をかけてやるというのが1つのまちづくりかなと思っております。

だから、できるだけそういうところを優先しながら、やはり防災無線としては防災無線の役割があるわけですので、そういうところを重点的にやるべきなのかなと私自身は考えてます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 町長、ありがとうございます。すいません。町長今言われたように地元での声かけ、私も岩神の組長をやったりしてますので、声かけは重々会うたびに、寒いときに入らないほうがいいよていうようなことも行っております。

ですけども、やはりそれでは防ぎきれないものがございますので、僕はここに越してきて、亡くなった人のことを教えてくれるのが防災無線かなと思うぐらい通夜と葬儀のお知らせは放送できるんです、その亡くならないための手段を放送する。それも毎日ではなく、寒い日の冷え込む日の夜ということですので、そういう活用もできないことはないと思いますから、ぜひ町長実現に向けて努力をお願いしたいと思います。

以上で1番の質問については。

○議長（甲斐 政國君） 先ほどの質問の中で、職員のバス利用というのがあったんですけど、それを執行部のほうでどうお考えか。

町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。先ほど小笠原議員からありました、そのコミュニティバスの利用促進の一環として、マイカーを使わずにコミュニティバスを使う、例えば職員がそういう利用をしたらどうかという提案ですかね。

以前、宮交路線バスが走るところからやはりノーマイカーデイということで、毎週水曜日はできる限り自家用車を使わずに路線バスを使いましょうという動きもした時期もありました。

ただ、やはりそれぞれのいろんなスケジュールとか都合もあって、私も何回かそれも利用したところですけど、やっぱりやむを得ずどうしても自家用車を使わざるを得んとか、本来ですと2キロぐらいまでの距離の方の職員とか地域の方であれば歩いて、健康管理のために徒歩で通うという手もあるわけですね。そういうところで、1つの強制力は当然できないんですけど、そういう運動は確かにやるべきかなと思ってるところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） どうもありがとうございます。今のお言葉を聞いて大変うれしく思います。今何かノーカーデイではなくてスマートシティ構想というんですか、いわゆる車等

を使わずにパーク・アンド・ライドとかいいまして、バス停までは車で行ってそこからはバスで行こうとかそういうのが都市部では行われております。

僕ちょっと調べてましたら、何と私の生まれであります北九州がそのモデルでやってるようですね。ですので、この美しい五ヶ瀬町、森と清流のまち、そして風力発電があつて自然のエネルギーがいっぱいあふれてる場所ですので、そういう姿勢を全国に向けて発信することによって五ヶ瀬のイメージアップ、また移住者の増加等につながっていくと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。どうも。

それでは、1番の質問は以上で終わらせていただきます。

引き続き2番の質問。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。それでは、小笠原将太郎議員からの2番目の質問、若者の定住につながる住宅整備についての御質問に、まず私のほうからお答えいたします。

小笠原議員御指摘同様、若者の並びに移住者向けの住宅整備並びに住宅用地の造成確保につきましては、私自身ぜひやりたい行政課題の1つとして捉え、現在様々な検討を行っているところでございます。

特に公営住宅については、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した町営住宅の建て替えとか計画的な維持管理を行い、そこに住まわれる方に少しでも快適な住環境が提供できるような取組を行っているところです。ただ、何度も出てきますが厳しい財政事情の中での取組でありますので、将来にわたる住宅需要の分析を行い、効果的な投資が当然必須条件となります。

後ほど、総務課長から公営住宅の現状を含め今後の取組について説明をさせます。

次に、空き家対策についてもお答えさせていただきます。空き家対策につきましては、全国的に急速に進行する少子高齢化社会や人口減少社会等の社会構造の変化に伴い、空き家が増加傾向にあり、適正に管理されない空き家が及ぼす影響が社会問題として顕在化している状況にあります。老朽化により、倒壊とか火災、不法投棄による公衆衛生の悪化など、地域安全、環境、景観保全など様々な面で町民生活に悪影響を及ぼしかねません。

財政状況が厳しい本町においては、比較的lowコストで効果を生む施策として空き家を活用し、移住者等に貸し出せるように例規及び計画の整備を行い、本年度から取組を開始したところであります。将来的には、空き家バンク制度の確立を目指し、定住化につなげていければと考えているところです。このことから、空き家対策は有効な施策の1つであると現在認識しております。

そのほか、少子化対策としての移住定住対策も、住宅政策、空き家対策共に関係してまいりますので、後ほどそれらの取組につきましては企画課長から説明をさせます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

町長が話しましたとおりなんですが、現状について私のほうから説明を申し上げます。

五ヶ瀬町の町内の今現在の町営の住宅というのは125戸ございます。そのうち、公営住宅と言われるものが54戸、それから特公賃といわれるものが12戸、それから一般住宅が18戸、それから教職員住宅が37戸、医師住宅が4戸ということで、合計が125戸となっております。

過去10年間におきましては、新しい町営住宅の建設は行っておりませんで、一番新しいものといましては坂本の教職員住宅が平成20年に造ったということでございまして、その間教職員住宅を一般化したりということで一般の方の住宅確保ということで行ってまいりまして、先ほどの125戸のうちの84戸が一般の方々が住まわれる住宅として確保しているということでございます。

一方で、古くなった住宅も平成30年に3戸、令和3年今年ですが1戸、取壊すということになっております。

先ほど町長が申しましたとおり、今後についてはこれまでのいろんな応募に対する状況とか、若者のいろんな要望とかいろいろなものを加味しながら、例えば独身住宅になるのかもしれない。逆に所得の関係で入りやすい住宅を造るとか、いろいろな方向性を持って検討を加えていくということで考えてございます。

ただ現状として、実を言いますと昨年度3回募集をかけたんですが3戸ほど空いてまして、それですとなかなか応募がなくて3月にやっと3戸入ったということでございまして、現在も3戸募集中で1戸入ったというふうなことでございますので、要望といいますか中身といいますかそういったものをちょっと具体、検討しなければなかなかどういったものを建設すべきかと、この部分が足りないのかということが難しいなと思ってございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問に、移住定住の観点からお答えさせていただきます。

移住定住策としまして、令和元年度から本年度が最終年度となりますけれども、住宅改築関連の支援事業を行ってまいりました。加えて、先ほど町長からも説明がありましたが、空き家対策において調査実施後、空き家等のリニューアル等に取り組みればというふうに考えているところです。

効果的な住宅支援の在り方と、空き家対策計画に沿った施策を展開することで、住環境の提供

につながるものと考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） ありがとうございます。この私の質問は私が議員になる前、第2回定例会において渡邊議員が同じような質問されたと思いますが、私住宅というのは非常に大切な問題だと思っております。

というのが、当人である私が非常に苦労いたしました。私本当に、今渡邊議員ちょうど前回の答弁でお聞きしたんですが、私家を建てる、それからお店を構える、全くタイミングが悪いという補助金等なんか全くなくて、自腹で全て行ってきたような状態で行っていただきました。

また、家ですね、自宅を探すのも非常に苦労いたしました。企画課にお伺いしまして、そのときは企画課ではなくてまちづくり推進課、お名前が確か違ったか西山さんがまだいらっしゃったところですけども非常に苦労いたしまして、そのときに、今でもはっきり覚えておりますけども空き家のファイルをどんと置かれまして、その中から住めるところを探してみてくださいみたいな話でございます。実際住めるところは、その上の1枚、2枚、3枚、要するに3件ぐらいで、その中の1件は水が出ないような状態の家で行っていただきました。

今回、空き家対策につきまして空き家を調査をされておりますけども途中で、ちょうど空き家の調査をされてる方が私の知り合いの方がいらっしゃって、現状はどうですかということをお聞きしましたら、実際調査されてる方が御覧なられて、40件50件ぐらい調査された時点で言えるのは1件ぐらいかなというような状況だということで行っていただきました。

ですので、私この空き家対策よりも住宅地の整備、もっと言いますと実際空き家を改修するのにもお金がかかりますし、空き家の状況でいうのが非常に悲惨な状況の空き家が多いです。荷物がそのままであったり屋根が雨漏りがしてたり床が沈んでいたり、そういうところで行っていただきます。

ですので、マンション等でも築10年、15年のマンションよりもちょっとでも新しいマンションに住みたいというのが、その住む人たちの考えであると僕は思っております。ですので、空き家対策ももちろん大切ですが、ぜひ住宅地の整備をやっていただきたいと思っております。

住宅地の整備ですね、前回の定例会第2回におきまして渡邊議員の質問に対して、町長がそういう区画を設けたいということを行っていただいております。この中で、実際にやっていきたい、私の夢だということで行っていただいておりますけども、この夢を実現するためには町長どういう方法がおありかとお考えでしょうか。お答えください。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員からの住宅整備の区画造成に関する御質問にお答えします。

渡邊孝議員からの、前回かな、質問にありましたとおり、先ほどもお答えしましたとおり、住宅整備については私の以前からの夢であります。当然、その町場であれば都市計画区域というのがあって、その中でいろんな区画整理事業とか、あとは民間デベロッパーによる住宅造成とか、そこで土地を買って坪当たり単価は高いんでしょうが、そこに注文住宅とかそれから分譲住宅が造れるというシステムで、非常に希望に沿うような体制はできるんですが、我が町の中山間地域では農振地域はあるにしても都市計画区域等はございませんので、それぞれどこに家を造るか、またどうやって造るか、農地であればどうやって転用するかというような課題が出てまいります。それで、それぞれその移住された方とか新たに家を造る方については、なかなか支障になってまいり物事が進まないというのが実情だと思っています。

それで、ひとつ以前考えたのは、これ言ってもしょうがないんですが、農業開発公社で農地転用を踏まえて、それは住宅用地としてやっていいのかっちゅう、別ですけど、そういった機関を通じて区画整理ができるのかなという検討もしましたし、現在は町有地がある程度至る箇所がありますが、何10区画というのはできませんけど、町有地として町民の住環境としていいだろうと、ここがいいだろうと思われる箇所を分譲して、そこに家を建ててもらおうという手が一番早い道かなと思っています。

そういうことも踏まえて、以前桑野内地区ではそういうこともやったんですけど、なかなか課題も見えてきたところもありますので、いろいろな手法をいろんな情報をいただきながらそういう住宅用地の整備ができればいいなと考えているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 町長、ありがとうございます。今お言葉にありましたように、その実現に向けて進んでいっていただきたいと思います。

というのが、先ほどから何度も出ております高速道路が通ります。大分先という感覚はございますけども、私はもう今から準備をしないと時すでに遅しではないかなと思っています。先ほど秋本議員からもございましたように、隣の高千穂町では公社を立ち上げて対策をもう練っているという実情がございます。

私、若いときに先輩から言われたのは、幸運の女神には前髪しかない、何だそれはと思ったんです。頭が後ろがはげてるからということらしいんですけど、要するに來てるときにキャッチしないと来たなと思ったときにはもうつかみきれない、過ぎていってしまうらしいんです。本当にそういうことにたびたび私も遭遇したんですけども早目の対策。

1つ例を上げるならば、私が住んでおりました北九州の近所に荻田町というところがございます。昔は本当海と山しかないような、遠浅の潮干狩りに行くような何でもない漁村だったところ

が、いまや日産の自動車工場、トヨタの自動車、高速道路のインター、それから北九州空港等ができました。

下関の浚渫の砂利を埋めるという目的もあったんでしょうけども、当時の町長がみんなからああいうところを埋めて何にするんだ、ただの荒地をそのときの町長は造りました。もう今から、昭和40年代ですので私の年とそう変わらないものですので五、六十年前の話です。

その当時の町長は、まさか日産が来たりトヨタが来るとは絶対思っていないと思います。ただ、ここ前の海を埋めて土地を造ろうということで、反対を押し切って土地を造っていったということを知っています。

ですので、原田町長にも決断していただきまして、先ほどから秋本議員が言われておりましたように廃土、要するにトンネル工事等で排出される土を宝の土に変えるような努力を早急に行っていたらと思います。

もう時間がありません。15年20年先ですけども今から取り組んで、住宅地等も造っていけば、間違いなく地球温暖化はまだまだ進んでいきます。そうなるこの冷涼な気候、それからお水もおいしい、そして教育の充実してる五ヶ瀬町が熊本県内からの十分な通勤圏内になると思いますので、ぜひ住宅の整備等に向けて町長実現してください。お願いいたします。その点について、もう一度町長の計画といいますか、をお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員からの住宅整備の基本的な私自身の理念について再確認ということでございます。

先ほどから答弁させていただきましてとおり、住宅整備また用地の整備については、基本的に以前からやりたいと思っているところであります。ただ、手段としてどういうやり方があるかというのが様々な会を通じて検討もしてる。ただ、そんなに余裕ねえよて、早うやれよていう話なんですけども、やはりしっかりした分析のもとにやっついていかないと、多額の費用を伴うことでもありますので、そこ辺を十分配慮しつつやっついていくと。

今後、官民協働というものもありますので、やはり行政だけがやるんじゃなくて、民間デベロッパーとかそういったところの力も借りながらやっついていくというのが本当は町場のやり方でございますんで、そういったところも当然、幾ら中山間地域と言えども頭の中に入れながら手を打っていったらなと思っているところです。

ただ、御指摘のとおり幸運の女神の髪は早くつかまないとということでしょうから、精いっぱい知恵を出しながら何かそういう取組が加速できればなと思っているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 町長、ありがとうございます。ぜひ15年後、20年後に、あのときの原田町長がやってくれたことがよかったと町民から思われるような政策を、実現に向けてやっていただきたいと思います。

2番の質問については以上でございます。

それでは、引き続き3番の質問について。3番の質問は、公園の整備についてでございます。

私、この選挙戦でいろんなところを回りまして、いろんな方にお会いしました。お聞きすると、公園がない、要するに小さな子供を遊ばせる場所がないという声を耳にいたしました。小さな子供はそう多くはないんですけども、小さな子供の遊ぶ場所がないイコールお母さんたちの憩いの場所がない、集う場所がないということだと思います。

1つお聞きしたのが、驚いたのが、今学びの学校の先生の奥さんですが高千穂の方で、私が小さいときは五ヶ瀬に遊びに来てたと。どこに遊びに来てたんですかと聞くと、五ヶ瀬の里キャンプ場ですね、岩神にありますキャンプ場の奥のほうにローラー滑り台と木製のアスレチックといえますか、斜面にできた大きなジャングルジムのようなものがございました。私も、その当時来ておりましたので、結構子供を遊ばせたり私自身も滑ったりとかして楽しんだ記憶がございます。

ですので、端的に申しますと公園というのは住宅とセットといえますか、子供を遊ばせるためのものというのは非常に大切だと思います。それを造ることによって人が集まって、生活環境もレベルアップすると思います。

いろんなところを見ますと、子供が集まる公園というのはやっぱり人が集まります。お年寄り、おじいちゃんおばあちゃんも来ますしお母さんお父さんも来ます。ですので、そういう場所をつくるというのもこの五ヶ瀬町の今後の一つの大きな課題だと思います。

ですので、実現に向けて町長にお考えをお聞きしたいのと、それからもう1つ、この今あります旧庁舎です。現庁舎の跡地、当初の予定ではコミュニティスペースといえますか、そういうスペースということをちょっと私は予定か何かで見たような記憶があるんですが、その辺も併せて町長お答えをいただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原将太郎議員からの3点目の質問、公園の整備については、まず私のほうから答弁させていただきます。

町内において、子供やその親、家族が憩える公園が少ないことについての御質問であります。まずは本町の地形は全体的に急峻で、総面積の88.1%が森林が占めており、一般的に言う平地が少ない状況下であり、町特有の地形的な背景があるということがあります。

平地を造成するためには、経費が必要になるという前提でございます。町が有する公有地のうち限られて平地においては、これまで公共用施設として活用されてまいりました。財政基盤の弱

さから新たな平地の造成が行われず、優先順位として公園として利用されてこなかったのかなと
考えているところです。

このような状況において、公園整備ではございませんが、町民からの声に応え子供や子育てへの
憩いの場や、児童福祉の向上の観点から平成24年に子育て支援センターの設置を行っている
ところであります。議員御指摘のとおり、町民が憩える場としての環境をつくることは非常に重
要なことであると認識しておりますが、中山間地に位置する本町において基幹産業の維持、医療
福祉分野等の多岐にわたる課題に対してまちづくりを展開していかなければならず、町有の公園
整備が二の次になってきた経緯は確かでございます。

しかしながら、森林公園をイメージした公園はないものの、Gーパークや山村広場、休校時の
小中学校グラウンド等の類似施設がこれまで公園の代役を果たしており、子供から高齢者まで利
用いただいている現状もでございます。また、町内の民有地に小規模の公園的な空き地が点在して
おり、地域内において住民指導で憩いの場を造るべく整備されております。

地域における簡易の整備の要望は、ソフト事業と併せて町民提案型まちづくり事業補助金で採
択を審査し、支援していければと考えております。

公園整備についてのこれまでの経緯、また現状における考え方は以上であります。再度の質
問に対しては一問一答でお答えさせていただきます。

また、追加でありました新庁舎建設に伴います現庁舎の跡地については、もう既に予算確保さ
せていただいておりますが、解体後駐車場用地また緊急の防災避難用地、多目的な用地整備として整
備することにしております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） ありがとうございます。町長の今お考えといたしますか、現状
を御説明していただきましたが、先ほど申しましたように重ね重ねになるんですけども、小さな
当事者といたしますか子供たちはやはり公園というともう少し遊具がほしい、そして町長今言われ
ましたように急峻な地形、山間地でございますので平らな場所がない。

ですが、逆に言いますと先ほど言いましたようなローラー滑り台とか、ローラー滑り台だけを
設置してるような公園も場所によってはございます。段々になったところにローラー滑り台をひ
たすら置いてるだけの公園、ただそんなに子供は来ないんですけどもそれがあるだけでそのまち
のイメージといたしますか、アップしているのではないかなと思います。

実際、公園建設課という名称で建設のまた部署でそういうのを造るようなところもあると聞い
ておりますので、ぜひ子供たちの夢というのもこの五ヶ瀬町を発展させていくためには非常に大
切だと思います。

実際に、町長が今言われたように、予算の関係で子供たちが遊ぶ公園にお金はかけられない、それよりも大切なことが医療、福祉にあるということも十分理解しておりますが、子供たちが外で安心して遊べる場所を造るというのもそれに負けないぐらい大切なことではないかなと思います。

実際、そういう記憶がないと五ヶ瀬町に残っていかなくなっていく気持ちになりませせんし、ほかからも何も無いところには行きたくないよというふうなことになるのではないかなと思います。

実際、土日になりますとほかのところに遊びに行かれてる人のほうが多いのかもしれない。Gパークの横の小さな公園もございすが、今どきの子供に言わせるともうちょっと遊べないとか、あそこしかないから遊ぶみたいな感じ、それから桑野内のほうにも元保育園の遊具が置いてあるような公園もございすが、ですがもう一步踏み込んで子供たちの夢のために予算をどうにか捻出していただきまして、実現に向けて努力していただきたいと思います。

それから、先ほどこの駐車場の件なんですけども、ぜひ多目的な用途なるような駐車場にしていただければと思っております。

先ほどのことで、もう一步踏み込んで言いますと、隣の高千穂町は町の職員の方の駐車場は各自が確保する。有料の駐車場をそれぞれが用意する。町中なんかでありますと、もうそれが当たり前のようにはなっておるんですけども、それをすることによってバスの利用も増えるかもしれないし、またこの近辺の空き地、空き家が駐車場にしようかということで家屋の整備も進むかもしれません。

ですので、思い切った今までどおりの政策ではなくそういうおもい切った政策をやっていっていただきたいなと思います。

私の質問は以上でございます。初めてでつたなくて申し訳ないと思うんですけども、ぜひお年寄りの福祉のため、それから若者の定住、そして小さな子供の夢のために予算をやり繰りしていただきながら、実現に向けてやっていっていただきたいなと思います。小笠原からの質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） これで小笠原将太郎議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） ここで暫時休憩いたします。場内の時計で2時30分から行います。

午後2時20分休憩

.....

午後2時27分再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

次に、1番、甲斐義則議員、御登壇願います。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項、防災貯水ダム建設について、質問の要旨、昨年の人吉市及び球磨村では、48時間で418ミリから497ミリの雨量があり、24時間雨量では50年確率降水量を超過した。五ヶ瀬町のハザードマップでは、五ヶ瀬の中心である赤谷が30年確率降水量、12時間雨量で250ミリで水害が発生するとなっている。まさに昨年の人吉球磨地方の水害に匹敵する雨量である。

近隣県で身近に水害が数多く発生しており、五ヶ瀬においても起こる可能性は否定できないと思われる。赤谷住民の命、家屋を守るためにも、上流位置に防災貯水ダムの建設が必要ではないかと思うが考えを伺いたい。

質問事項、内水面漁業振興への取り組みについて、質問の要旨、水産庁の内水面漁業の振興に関する方針によれば、内水面は漁業生産の場であるだけでなく、釣りなどの遊漁をはじめとするレクリエーションを通じて国民が憩い、自然と触れ合うための貴重な空間と位置づけされている。

町内には、五ヶ瀬川、三ヶ所川と大きな河川が2つあり、その価値ある河川を生かすべきだと思うが、内水面漁業振興について町としての取組はあるか伺いたい。

防災貯水ダム建設について答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐義則議員からの1点目、防災貯水ダムの建設についての御質問に私のほうからお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地球温暖化の影響から全国各地で異常気象となり、線状降水帯の発生による豪雨による浸水被害等が下流域を中心に発生しています。このようなことから、国並び県では洪水予報河川及び水位周知河川にした河川については、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、また浸水を防止することにより水害の被害の軽減を図るために想定し得る最大規模の降雨により、その河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その想定される水深、浸水継続時間等を区域図として公表されております。

そして、それぞれの市町村ではその洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法や、避難場所などの必要な事項を記載したものを作成し、住民に配付し、周知を行っております。これが、先ほど甲斐議員からありました五ヶ瀬町防災ハザードマップでございます。

一方、五ヶ瀬町のような山間地域においては、県が指定する急傾斜地等の崩壊、土石流、地滑りなどの土砂災害警戒区域や特別警戒区域が存在しますので、それらの区域を地形図にあらわしたものが土砂災害ハザードマップでございます。これらの資料を、それぞれの住民の皆さんが自分自身の危機管理の大切な資料として活用できるよう、私どもは周知していく責務もあるという

ことになります。

このような中、過去の豪雨災害で特に大きかったものが、先ほども秋本議員のときに御紹介しましたが平成17年9月の台風14号による豪雨災害でした。この災害では三ヶ所川が氾濫し、五ヶ瀬町社会福祉協議会が床下浸水、役場の地下倉庫部分も水没しました。また、下流域の日之影町役場の1階部分が水没し、北方町の高千穂鉄道の鉄橋も流出するなど、非常に大きな災害となったところでございます。このときの3日間の総雨量が752ミリで、48時間雨量に換算すると731ミリということになり、人吉市や球磨村以上の雨が降ったことになります。

そのような中、議員御指摘の防災貯水ダムの必要についてですが、ダムの役割としての洪水調節、流水の正常な機能の維持、さらには農業、上水道、工業、発電などの機能は認めるところではございますが、五ヶ瀬川上流域の自治体としては、一般的にダム建設のデメリットと言われております水没する箇所の地権者の理解とか、反対者の圧力などの（セイカツ）や地域を壊す恐れなど、特に水質の悪化、水量の減少による動植物の影響、さらには一番大きい巨額の建設費の投資など、巨大公共事業の必要性などを考えた場合には、それぞれの機関と意見交換する必要がありますが、河川最上流部にある町の責務としては山林の保水力の回復を図るための伐採後の植林等の推進や、農地の持つ洪水調整機能の維持を図ること、また耕作放棄地の増加を防ぐことなどがやはり現段階では大事じゃないかなと考えております。

そのほか、現在国県においては国土強靱化対策が積極的に進められていますので、継続的な河道稼働掘削工事も今後期待ができるところでございます。そういうこともあり、今後も五ヶ瀬町地域防災計画に沿って風水害対策をハード、ソフト両面から対応していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 今説明にありましたけれど、平成17年の台風で48時間雨量で730ミリであったとありますけれど、48時間雨量で1,000ミリを超えた場合にはどうお考えでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。今回の洪水ハザードマップについては、やはり基礎調査がやられてる赤谷周辺しか当然山間地域じゃ出ておりません。これ以外に五ヶ瀬川流域、特に（キューク）辺りの河川浸水についても、実態としては起きているところです。

ただ、基礎調査が県でやられていまして、洪水ハザードマップが作成できないという条件にあります。例えば48時間雨量で1,000ミリを超すとすると、それは至るところで浸水が起きるわけですから、やはり第一義的に避難をやる。避難勧告、避難指示を含めた、やはり自分の命は自分で守るという形での対策がこれからは重要かなということで考えております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 防災貯水ダムについてでありまして、赤谷地区守るために質問をしております。防災貯水ダムが必要だと考えられますか、必要ではないと考えられますか。伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐義則議員からの再度の質問で、必要であるか必要でないかというのは必要であるという話になるんですが、じゃあその現段階で防災貯水ダムを造ることに対しての何が課題なのか、じゃあ何がメリットなのかというのは、やはりしっかりシミュレーションした上じゃないと現段階では私の答弁もできないというところなんです。

一般的に国が言う、そのダム建設のデメリットというところは、やはり水没するところは当然出てきます。そして、水を止めるわけですから水量は極端に減ってまいります。

それから、大雨のときは当然水を流さんといけないという水量調整機能も出てきますのでその辺を、じゃあどこにダムを造るのか、それから想定区域としてどれぐらいまでの貯水能力を持たせるのかというのは、しっかりまだシミュレーションもされておられませんのでその辺をしっかり把握しないと、したいのかいいのかという回答はできないという現段階です。ということで理解をお願いしたいと思います。

ただ、現状でダムを造るのも大事かもしれませんが、やはりこの上流域の地域に住む我々としては山林の保水力とか、それから農地の洪水調整機能の維持とかそこ辺を始点に取り組む必要があるのかなと考えておるところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 県もしくは企業局あたりに協力をお願いし、防災ダム建設に向けての調査をするというお考えはないでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。企業局については、既に何かある方から打診はされてるとお聞きしてるところですけど、要するに企業局は発電をメインに考える、貯水ダムですので、どれだけのコンセンサスがあるか分かりませんが、そういう関係機関にはこういう提案があつてのよて、どう思いますかというのは打診したいと思つてます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 災害時に人の命を守るというのが一番ではありますけれど、赤谷

地区の皆様には迅速な対応をしてもらって避難をしてもらう。しかしながら、家屋というのも個人の財産であります。

家を建てるというのは、20年30年かけて支払いをし、いろんな思い出が詰まり、私は家は宝だと思っております。その宝を守ることも町の役割ではないかと思うところでもあります。これから先、防災ダム建設に関しまして前向きに協議していただきまして、検討をお願いしたいと思います。

防災ダム建設に向けての質問は終わらせてもらいます。

続きまして、内水面漁業振興についての取組について答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐義則議員からの2点目の質問、内水面漁業への取組について、まず私のほうからお答えさせていただきます。

内水面漁業振興に関する本町の取組についての御質問でございますが、現時点での取組についてまず説明させていただきます。

内水面漁業の取組につきましては、内水面漁業の振興に関する法律に定められておりまして、内水面水源資源の回復とか漁業環境の再生に向けた方針、関係機関の協力等を内容とした基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、漁業生産力を発展させ、併せて国民生活の安定向上及び自然環境保全に寄与することとされております。

同法第5条の地方公共団体の責務として、地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を実施することとされ、都道府県は同法第10条に基づき内水面水産資源の回復及び漁業環境の再生に関する施策を実施する必要がある場合には、実施計画を定めるよう努めることとされております。

また、同法第11条から25条までにより、伝染性の疾病予防、水質の確保、森林の整備保全、河川整備の保全等の国と地方公共団体の役割が規定されているところです。

宮崎県においては、この第10条に基づき宮崎県内水面漁業活性化計画を平成29年に策定し、水産資源の適切な管理と効果的な増殖の推進、生態系の保全と鳥獣害被害対策の強化、水産資源に関わる伝染病疾病の予防措置、水産資源に配慮した漁場環境づくりによる県民協働による豊かな内水面づくり、内水面水産資源の回復に向けた取組の評価と行動を定め、県内各市町村と連携しながら施策を展開されているところです。

本町の詳細な取組については、担当の企画課長から説明をさせます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。甲斐義則議員の本町の取組の部分についての御質問に

お答えいたします。

本町においての取組についてでありますけれども、過去においては町の特産品でもありますヤマメの養殖について、地元養殖業者と連携し取組を行ってきた経緯はございますが、現況としての取組は漁業関係機関への支援として宮崎県北河川増殖協会への負担金10万円、西臼杵漁協組合三ヶ所支部及び鞍岡支部への補助金をそれぞれに18万円を交付し、それぞれの機関ではヤマメ、ニジマス、ウナギの放流による増殖事業、河川清掃及び草刈り、釣り大会の実施や解禁日以後漁獲監視の活動経費として活用されております。

生態系の維持に関する取組としては、所管課は農林課になりますけれども、有害鳥獣駆除の要請があればこれまで捕獲実績はないとのことですが、カワウの駆除を実施しております。また鯉ヘルペス、いわゆるKHV病原体等の事例が報告された場合においては、西臼杵市町及び保健所と連携し拡散防止対策を講じております。

その他、漁業環境保全の観点から、合併処理浄化槽の普及促進、森林整備及び保全についても町の施策として取り組んでいるところです。

今後の展開としては、地域から水産加工物等の新商品開発の意向があれば、特産品開発支援事業について活動いただけると考えております。

その他にも、西臼杵漁協組合の町内支部から様々な提案や企画等のアイデアをいただきながら、地域と連携して新たな施策や釣り場の遊漁のレクリエーションの場とし、自然と触れ合うため貴重な空間として活動が展開できればと考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 今言われたことと重複するところもありますけれども、漁業関係者の方々がほぼボランティアで一生懸命に活動されている中で、河川管理用道路が整備されておらず漁場へ行くのが困難なところもあります。

また、最近は今言われましたサギ、カワウにせつかく放流をした魚が食べられてしまうという被害も多く見られております。河川用道路の整備、カワウ被害についてのお考えを伺いたい。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐義則議員からの河川管理用通路設置についての御質問にお答えいたします。

本町に現存する河川管理用通路は、元来古くからの生活文化や農業、それから防災水利活動、それから火災時の水利等の防災の観点から設置されたんだろうなと思われま。

内水面漁業のみを目的とした新たな設置については、1級河川、2級河川、準用河川及び普通河川、それぞれにおいて国、県、町と管轄が違うこと、またその目的により河川法で制限される

ことから、現時点で特殊な理由がない限り新たな設置については困難な状況であると考えております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） アオサギとカワウの関係は何か。農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えしたいと思います。

生態系の維持ということで、サギ、カワウ等の被害があるということでございます。農林課の有害を担当しておりますので、サギ、カワウについては捕獲の実績があれば若干ですけれども補助金を流すという形で対応しているところではありますが、現在のところ実績がないという状況でございます。これまで1羽当たり500円ということでしたけれども、一応今回1,000円ということで見直しは行っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 河川用道路の新たな設置ではなく、今ある道路の整備をお願いしたいと思います。

天然の魚を使った特産品、また天然の魚を使った飲食店での料理、町外からの釣り客の往来による観光など、いろんな産業にもつながっていく可能性が高いと思います。今後、内水面漁業振興にも力を入れていただくことをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） これで甲斐義則議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は、明日9月8日、午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

午後2時51分散会

3 目 目

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第45号
令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第46号
令和2年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3. 議案第47号
令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4. 議案第48号
令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第 5. 議案第49号
令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6. 議案第50号
令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 議案第51号
令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8. 発議第4号
決算審査特別委員会設置について

○ 出席議員（9名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	8 番 秋本 良一 議員
9 番 甲斐 政國 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	小迫 幸弘	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜
--------	-------

午前10時00分開議

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第45号

日程第2. 議案第46号

日程第3. 議案第47号

日程第4. 議案第48号

日程第5. 議案第49号

日程第6. 議案第50号

日程第7. 議案第51号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第1、議案第45号令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、議案第51号令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第51号までの7件は、これを一括議題とします。

本7件につきましては、去る9月3日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。企画課で、ちょっとページ数が定かではないんですが、4月に説明を受けて、西日本新聞社と委託されて、五ヶ瀬町プライドということで計画をされているということであります。内容を聞きますと、始まったばかりで状況が進んでいないということでありますが、町長としてこの推進計画の目的、それと、どんな成果を期待して、こういうことが予算付けされているわけですから、実施されているわけですから、どういうことで考えられているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

一般会計決算書の87ページになる部分かと思われまます。87ページの費目番号12番委託料の世界農業遺産活用事業委託料575万円という部分になるかと思うんですが、この中に世界農業遺産観光ビジョン創造業務委託料というものです。

これは、西日本新聞連携事業として、計画の策定等を西日本新聞社にお願いしているものであ

ります。それと、ジビエ関連で170万円と、同じくジビエ関連で130万、合計300万ということで西日本新聞社と委託契約を結んでいるものなのですが、この五ヶ瀬プライドにつきましては、去る9月の9日、今年度の9月の9日に計画を施行させていただいて、今からがスタートとなるものですが、五ヶ瀬町自体が観光の入り込み客を福岡方面にターゲットを絞っているということもありまして、西日本新聞社が福岡に本社を持っているというようなことで、そちらを活用して、いろいろな観光の展開ができればと思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。今の五ヶ瀬プライドの取組については、企画課長が話した予算付けで今やっております。

そもそも何で西日本新聞社なのかということについては、もう10年近くなるんでしょうか、桑野内地区の夕日の里づくり関係で、福岡町人会という形でずっとやはり五ヶ瀬関係の支援、特に桑野内地域のまちづくりの支援をメディア、要するに西日本新聞社も一体的にやっていた時期がございました。

そういった形で、特に今回は、先ほど企画課長ありましたとおり、ジビエの取組とか、向こうからいろんな方の紹介を受けつつ、非常にやっぱり地域づくりでは核となる面白い取組だなというのもあって、メディアと行政が連携協定を結ぶというのは、西日本新聞社としては初めての取組ということで、例えばほかにもじゃあ地元の宮日新聞とかあるんでしょうが、やはり九州の一番の人口の多い地域のところとの、今後中央自動車道を含めた連携したまちづくりについては、最も適しているんじゃないかなというところで、五ヶ瀬プライド、やはりここに住んどる人たちが、やはり自信持って生きていくことが大事だということを基本理念に、今、その計画を立ち上げて、5年計画でできる範囲で、無理はできませんが、できる範囲で地域づくりを進めていきたいという思いからスタートしているところでございます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊です。分かりました。4月だったですか、初めて私、議員になってこれは話を聞いて、いろいろロゴマークとかいろいろあって、これはもう昔からこういう計画があったのかなということで思ったところです。

今、企画課長、町長の答弁をいただいて、また詳しく分かったところでありますので、計画に沿って実施していただければいいかなと思います。ありがとうございます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 30ページでございます。コミュニティバスの運行使用料と収

入についてなんですけども、これは前年度と比べて増えているのか、まず教えていただきたいと
思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。小笠原議員の質問にお答えいたします。

コミュニティバス運行使用料につきましては、年々減少傾向にあると思われま
す。昨年で利用者数1万7,800人というようなことで、1万7,800人分の使用料106万6,300円と
いうことであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。一般会計について質問いたします。ページ数が
19ページになりますけど、町税収納について、1,000万を超える滞納が発生しているか
と思われま
すが、今後これらの徴収をどのように対応していくのか質問をします。

○議長（甲斐 政國君） 町民課長。

○町民課長（齊家 晃君） 町民課長です。田中議員の質問にお答えいたします。

現在、滞納繰越分の決算上は1,000万程度ありますが、この徴収につきましては、今現在
やっているのは電話折衝とそして臨宅含めて、大口も含めた繰越し分の滞納者についての折衝を
続けてきているところです。

繰越金につきましては、年々徴収率は上げている状況なんですけど、これをさらに徴収を上げ
るためにも、それぞれの職員、税の職員も含めて徴収努力を進めていきたいと考えております。

昨年の徴収結果等につきましては、また委員会の折でも説明させていただきたいと思
います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。これら税金の滞納に関しましては、町民が平等
に扱われるために必要かと思われま
すので、今後厳しく対応していただきますようお願いをします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。一般会計の歳出でござい
ますが、ページ数が87ページになります。この中で12番の委託料、関係人口創出事業委託料の内訳、それか
ら、次の13番の使用料及び賃借料につきましては関係人口創出事業の使用料及び賃借料
ですか、これの関連についてお尋ねしたいと思
います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。秋本議員の御質問にお答えいたします。

関係人口の委託料につきましては、五ヶ瀬自然学校に委託をし、国内に行かれている五ヶ瀬中等教育学校の生徒さんあたりを関係づけまして、五ヶ瀬の課題を研究してもらおうというような取組をやっております。委託料につきましては、五ヶ瀬自然学校に支払っております。

関係人口の使用料及び賃借料につきましては、キャンプ場にその生徒たち、スタディツアーで集まっておりますので、そのときの使用料というようなことで、キャンプ場に支払いをしております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。4ページです、地方交付税22億9,437万2,000円交付されていますが、地方交付税は94%が普通交付税、6%が特別交付税だったと思うんですが、その趣旨に沿った振り分けをされたかどうか、端的にお答え願いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。太田議員の御質問にお答えいたします。

94%、6%というのは、いわゆる国が交付税を算定するに当たっての振り分けですので、町においてそれら明確に6と94というようなことでの配分ということではなく、それぞれ県から配分されたものを積み上げて計上しているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 分かりました。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） では、質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

日程第8. 発議第4号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第8、発議第4号決算審査特別委員会設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第45号から議案第51号までの7件につきましては、9人で委員を構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの7件につきましては、

9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員の選任を行います。

お諮りします。委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。正副委員長につきましても、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長については、委員長に渡邊孝議員、副委員長に綾健一議員の両名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に渡邊孝議員、副委員長に綾健一議員の両名に決定しました。

決算審査特別委員会の設置期間につきましては、第3回定例会が閉会するまでとします。

決算審査特別委員会の委員長は、9月17日の本会議において、審査の結果を報告願います。

○議長（甲斐 政國君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、9月17日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦勞様でした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時17分散会

4 目 目

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第45号
令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第46号
令和2年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3. 議案第47号
令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4. 議案第48号
令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第 5. 議案第49号
令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6. 議案第50号
令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 議案第51号
令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8. 議案第52号
五ヶ瀬町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 9. 議案第53号
五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について
- 日程第10. 議案第54号
五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第55号
五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第12. 議案第56号
公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第13. 議案第57号
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14. 議案第58号
令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第15. 議案第59号
令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16. 議案第60号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 17. 議案第 61 号
令和 3 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18. 議案第 62 号
令和 3 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19. 議案第 63 号
五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画の認定について
- 日程第 20. 発委第 3 号
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を国に提出することについて
- 日程第 21. 議会運営委員会委員長報告を求めることについて
- 日程第 22. 発議第 5 号
議員派遣について
- 日程第 23. 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（9名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	8 番 秋本 良一 議員
9 番 甲斐 政國 議員	

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	小迫 幸弘	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜
--------	-------

午前9時58分開議

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第45号

日程第2. 議案第46号

日程第3. 議案第47号

日程第4. 議案第48号

日程第5. 議案第49号

日程第6. 議案第50号

日程第7. 議案第51号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第1、議案第45号令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、議案第51号令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第51号までの7件は、これを一括議題とします。

本7件につきましては、去る9月8日、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について、委員長から報告を求めます。委員長渡邊孝議員、御登壇願います。

○決算審査特別委員長（渡邊 孝君） 決算審査特別委員長渡邊孝です。

去る9月8日、本委員会に付託となった議案第45号令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第51号令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、9月8日から15日まで委員会を開催し、各議案の会計決算について慎重に審査を行いました。

その結果令和2年度の会計決算は、付託を受けた事項について、全員一致で、次に述べる審査意見を付して認定すべきと決定しましたので、五ヶ瀬町議会会議規則第77条の規定により、報告します。

審査意見。

新庁舎建設事業。平成29年度に実施した耐震診断業務によりスタートした新庁舎建設事業は、令和2年度予算において本体工事から附帯工事、備品購入の業務が実施され、9月28日に開庁を迎える運びとなり、これまでの当局の御努力に敬意を表するものであります。

議会においても、平成30年第4回定例会において新庁舎建設調査検討特別委員会を設置し、事業に力を注いでまいりました。

令和2年度におきましては、繰越額を含め16億を超える事業費が執行され、令和3年度にかけて旧庁舎の取壊し、駐車場の造成工事が実施され、最終的には20億を超える予算が投資される見込みであります。完成後の早期の財政健全化を望みます。

コロナ臨時交付金。決算において提出していただいた実績を審査した結果、農林業、福祉、教育、商工業、医療、防災など、多岐にわたって事業が実施され、コロナ禍の停滞した住民の生活に活力を与える事業が展開されています。引き続きコロナ臨時給付金の事業を拡充されることを望みます。

総務課所管。

住宅管理費。町営住宅の湿気対策が長期的な課題となっている。原因を究明し、速やかに修繕修理を行うよう願う。また、引き続き新規住宅建設の実施を求める。

災害対策費。災害時の備品購入は、その種類、数量、消費期限等を十分に把握し、保管場所（備蓄倉庫）を含め、万全の準備をお願いする。

企画課所管。

ふるさと応援寄附金。寄附金に関しては、他の市町村の事例も参考にし、町のPRにつながる返礼品内容の見直しも含め、今後さらなる寄附金額の増加に努めていただきたい。

空き家対策。空き家調査の結果を基に、空き家バンク登録制度の確立を目指し、移住者の増加につながる対応と対策を求める。

プレミアム商品券。コロナ感染症対策の動向を見極めつつ、今後もプレミアム商品券の発行を視野に入れた取組を期待する。

町民課所管。

町税の徴収。徴収努力の成果は大いに見られるが、公平性を保つため、引き続き努力を求める。特に高額となっている国保税について、さらなる改善と徴収努力をお願いする。

マイナンバーカード。本町でもカード交付は進んでいるが、交付率は低い。その有効性やメリットを町民に周知徹底することが必要である。

福祉課所管。

在宅福祉費。緊急通報システムの利用者が年々減少傾向にあり、昨年度は5名の利用であったが、独り暮らしの高齢者にとって緊急通報システムは特に夜間の利用の価値が高いため、必要な方への利用促進を図るようお願いしたい。

また、介護予防生活生きがい活動支援事業である配食サービス事業も、同時に、70歳以上の独り暮らし高齢者や二人暮らし高齢者にとって重要な事業である。特に高齢者は栄養の偏りや栄

養が不足しがちになるため、配食サービス事業は健康寿命の延伸には欠かせない事業であり、必要な方が利用しやすい体制構築を望む。

児童福祉総務費。出産・子育て支援事業については、平成27年度以降、第1期のまち・ひと・しごと総合戦略において様々な事業が創設し、充実してきているが、出産お祝金は近隣市町村と比べると低額であるため、見直しを含めた検討が必要ではないか。

児童福祉施設費。保育所バス運行业務委託料については、送迎の範囲により、委託料は変動すべきであり、前年度と比較して運行範囲が変わっているのであれば適正な委託料であるか検証が必要ではないかと考える。また、幼児の送迎に関しては、福岡で発生したような痛ましい事案が決して起こらないよう細心の注意を払い、安全に送迎を行うよう指導をお願いしたい。

農林課所管。

事業活用。多種にわたり事業が行われており、生産者の所得向上、後継者確保・育成につながると考える。今後も引き続き継続をお願いしたい。

新規就農者支援事業。国の制度事業であるが、その事業内容の周知徹底をお願いする。また、対象者には交付期間の5年間のサポートと、その後の営農指導もお願いする。

森林環境譲与税。基金の積立てが毎年されているが、将来の林業発展に有効的かつ効果的な活用を求める。

建設課所管。

道路維持費。町道の維持管理は限られた予算での補修・修繕になるので、優先箇所をしっかりと見極めた上で工事施工をお願いする。

水道施設整備。水道整備は複数の要望が上がっている。その必要性和緊急性を考慮し、有効的な補助金等を利用した長期的な計画整備をお願いする。

教育委員会所管。

修繕料・工事請負。各教室、校長室、給食室、事務室へのエアコンが設置されたが、設置予定のない特別教室などの設置についても今後十分な検討をお願いしたい。トイレの洋式化についても、体育館など残り箇所の早期の施工を求める。

教職員住宅は建物の状態や周りの環境にも常に注意を払い、教職員の住みやすい環境整備に努めていただきたい。

GIGAスクール構想。効果や問題点について慎重に検証し、さらなる学力向上につなげていただきたい。

町立病院。

病院運営。医師確保、収益の向上、経費の削減、未収金の回収など、引き続き経営努力を望む。

人材確保。常勤医師の確保に関しては、派遣元への働きかけと定着医確保の取組を引き続き強

化すること。あわせて、医療スタッフの研修体制の充実を図り、医療の質の向上に努めること。

医療サービス。電子カルテの新規導入をはじめ、老朽化した機器の更新が図られたので、今後はさらなる医療サービスの向上を望む。

以上、報告といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） これで、委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については、全議員が委員となっておりますので質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長報告に対する質疑については省略することに決定しました。

これから本7件について討論を行います。

討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第45号令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第46号令和2年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第47号令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第48号令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第49号令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第50号令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第51号令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8. 議案第52号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第8、議案第52号五ヶ瀬町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本件につきましては、去る9月3日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第52号五ヶ瀬町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産

税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 5 3 号

日程第 1 0. 議案第 5 4 号

日程第 1 1. 議案第 5 5 号

日程第 1 2. 議案第 5 6 号

日程第 1 3. 議案第 5 7 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第 9、議案第 5 3 号五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正についてから日程第 1 3、議案第 5 7 号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてまでの 5 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 3 号から議案第 5 7 号までの 5 件は、これを一括議題とします。

本 5 件につきましては、去る 9 月 3 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本 5 件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 5 3 号五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 4 号五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第55号五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第56号公の施設に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第57号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第58号

日程第15. 議案第59号

日程第16. 議案第60号

日程第17. 議案第61号

日程第18. 議案第62号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第14、議案第58号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第18、議案第62号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第62号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件につきましては、去る9月3日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤成志です。一般会計補正予算16ページになります。

農林振興費の農業振興費の中に、負担金及び補助金、交付金ということになりますが、五ヶ瀬

町未来につなぐ中山間地域農業支援補助金とあります。先の補足の説明の中で米の生産に受託する生産団体への機械及び設備の補助金となっておりますが、その生産団体及び地区が分かりましたならお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

五ヶ瀬町未来につなぐ中山間地域農業支援事業補助金でございますけれども、県単事業でありまして、3分の1補助の事業でございます。で、御質問にありました対象の生産者団体につきましては、2地区の申請が上がっておりまして、丁子の地区と鞍岡の波帰地区の生産組合ということになります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。一般会計の補正予算の中で、総務費、14ページになりますが、ここで町議会議員の選挙費といたしまして、補正、マイナスの335万3,000円の減額となっておりますが、これ、要は、今回から公費を利用したということもあつての減額なのかなというふうに思っておるところでございますが、その点についてのお尋ねしたいのと、実際にその公費としてはどのくらいかかっているのかなということで、まず、お尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。秋本議員の御質問にお答えをいたします。

すいません、最後のほうのどれだけ使ったかというのは、すいません、手元に資料用意してないので、また改めてお出ししたいなと思います。申し訳ありません。

この補正額、特にマイナスの350万円については公営負担金が予想したよりもということでの減額です。まあ、初めてのこういう取組のなった年なので、いかほどかということが、もともと積上げが、なかなかきっちりできていなかったのかなと思っております。その分がマイナスになったということで御理解ください。実績については御報告を後ほどさせていただきます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。それと、この項目の中ですけれども、御存じのように隣の高千穂町については平日が投票ということになっておりますが、これ、聞くとところによりますと、まあ、確かな情報がちよっと分かりませんが、約、その日曜日に投票日を行う経費、それから平日に投票を行う、まあ、職員の方が主になるかなと思いますけれども、その経費が大体200万前後ぐらい違うんじゃないかなというふうに聞いたこともございますが、うちの

町としてはそういったことにつきましては御検討されていかれるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。秋本議員の次の質問なんですけども、高千穂はそういったことをやられているということ、もう昔からそういうふうなこともあって、これまでもいろいろそういう議論もあったんですが、基本的には、言っただけなんですけども、高千穂の職員数とうちの職員数は圧倒的に違うものがございます、基本的に普通の日には人的対応が不可能というところが一つございますということもございまして、もう日曜日ということで、大概の市町村がそういう理由でやはり日曜日の実施しかできないというのが現状だと思っております。致し方ない支出の分野と、それでも削りながらというのが実態と考えてございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 一般補正予算、17ページです。

農林業振興費の委託料、公共施設支障木伐採委託料ということで334万1,000円上がっております。これについては公共施設について要望があったと思いますが、どこの地域でしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えさせていただきます。

公共施設周辺支障木伐採委託料につきましては、室野の住宅がございますけれども、住宅周辺の支障木ということで計画をいたしているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 町内の公共施設にはこの支障木でかなり困っているところがありますが、随時その予算をつけて、それについて要望があったときには対応できる状態でしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 今後の予定としましては、この事業で緊急性のある部分については対応していきたいと考えておりますけれども、その案件について検討しながら進めさせていただきたいと考えているところです。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 7番、綾健一です。一般会計補正予算の18ページになります。ちょっと待ってくださいね、送ります。

そこのところの、商工振興費のところの上から2番目辺りに、負担金及び補助及び交付金です

が、中ほどに売上規模別協力金というのがございます。これはこういった形でこの規模の協力をされているのか伺います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。綾議員の御質問にお答えいたします。

委員会の中でも説明させていただきましたが、1日2万5,000円から、昨年の売上げの0.3掛けで算出しております。最低限で2万5,000円以上ということになります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） この規模拡大ということで、今説明されたことなんですが、どちらのほうにこれはお支払いになっておるんですかね。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。綾議員の質問にお答えいたします。

この件についても委員会の中で説明させていただきましたが、主に休業要請の事業者になります。

以上です。

○議員（7番 綾 健一君） はい、分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。今のページと同じところにあります一般補正予算18ページ、観光費の中で、稼ぐ観光地域づくり推進支援事業委託料と、その下にあります請負費がそれぞれ減額されておりますが、その件について伺います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

この件については、その下の新しいニーズに対応した観光地域づくり推進事業というふうなことで、事業名が今年度から県単で変わっております。そちらに組替えをしておるんですが、当初予算の段階ではソフト事業プラスハード事業しか認められなかったものが、今回、新しい事業ではハード事業のみの執行でもよいよということになりまして、委託料の減額と工事請負費の組替えを行うものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 金額的に認められた分だけ、下のほうの観光地域づくり事業の124万だけが認められたということでもいいですか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

そのとおりです。一応、うのこの滝の整備を考えておりまして、見積りを取って、県と協議して、この額で決定したものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。ページ数、20ページですけども、一般補正予算の消防施設費の備品購入費が8万8,000円ほど上がっておりますが、これの内容についてちょっとお尋ねしたいんですけども、これ、今、機能別消防団員ということで、登録制で、今動きが出ておりますが、その関連ではないかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。秋本議員の質問にお答えいたします。

すいません、8万8,000円ですので、ちょっと不足分を入れたりしていると思うんですが、基本的に予算が確保されているかという内容の御質問からいくと、基本100人程度を想定してヘルメットと、それからチョッキを確保するための予算を、この9月の予算も含めて計上しているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本です。そうでありますと、今年度中にそうした予算化をされておって、機能別消防団としても体制ができ次第に、そういった備品を貸し与えるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。

はい、そのようなことで今最終調整をしております、本日夜に幹部会を開いて、その次の段取りをするということで、近々という状況になっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 一般補正予算で通知します。

19ページにあります道路新設改良費の中に、公有財産購入201万円、用地購入費とあります。前回説明受けた貫原の住宅地を駐車場にするというのと一致するのでこれかなと思いますけれども、これについては、駐車場は町民全体、貫原の人たちを中心にその駐車場として活用するのか、それとも町民一般の人たちが誰でも活用できるという状態にするのでしょうか。お願いします。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。佐藤議員の御質問にお答えします。

ここに上げてあります公有財産購入費につきましては、社会資本整備総合交付金事業の中の町道の改良に伴う分の用地補償費になりますので、その部分については含まれておりません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本5件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第58号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第63号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第19、議案第63号五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画の認定についてを議題とします。

本件につきましては、去る9月3日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第63号五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 発委第3号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第20、発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を国に提出することについてを議題とします。

本件について、提出者、総務農林常任委員長綾健一議員に趣旨説明を求めます。

○総務農林常任委員長（綾 健一君） ただいまから趣旨説明を行います。総務農林常任委員長の綾健一です。

発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書を国に提出することについて趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれ、社会保障等への対応に迫られており、このためには地方財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、意見書の5つの事項

を確実に実現されるよう国に強く要望するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま趣旨説明が終わりました。

これから、ただいまの趣旨説明に対する質疑を行います。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を国に提出することについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議会運営委員会委員長報告を求めることについて

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第21、議会運営委員会委員長報告を求めることについて、議会運営委員会委員長から、審査中の事件について報告がありますので、ここで委員長の報告を求めます。委員長佐藤成志議員、御登壇願います。

○議会運営委員長（佐藤 成志君） 議会運営委員長の佐藤成志です。

五ヶ瀬町議会基本条例第22条第1項において、議会は1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものと規定しております。この手続につきましては、五ヶ瀬町議会基本条例の見直し手続に関する要綱に基づき、評価作業を行いました。

全ての議員により、評価の指標に示された5段階の自己評価に基づき、令和2年8月1日から令和3年7月31日の1年間の議会及び議員活動の評価検証を行いました。その経過につきましては、報告書の評価の経過に記載のとおりであります。評価の結果につきましても、お手元の評価結果表を御覧ください。

議会運営委員会での意見としましては、4回目の評価作業であります。評価の指標の捉え方には個人差が見られた部分も多々あり、今後毎年評価作業を実施していく中で、改善すべき部分の検討を行ってまいります。

見直し手続に関する要綱第6条第1項に規定される条例の見直し判断基準となる2以下の結果になったのは、第16条の議会図書室の設置と第17条の政治倫理に関する条例制定であります。

議会図書室設置及び公開については、新庁舎でも単独で設置することができなかつたため、今後、利用については広く周知を図ることとします。政治倫理に関しては、まずは、議員が理解を深めることと併せて、制定に向けて取り組んでいくこととします。

今回の評価の結果としましては、条例の見直しの必要はなく、達成度の低かつた事項につきましては、議会活動、議員活動のさらなる活性化を図ることが重要であります。

以上、委員長報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま委員長報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの議会基本条例に基づく評価審査報告について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長審査報告のとおりとすることに決定しました。

日程第22. 発議第5号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第22、発議第5号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣につきましては、会議規則第122条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第23. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第23、委員会の閉会中の継続調査については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、各特別委員会委員長から、委員会の閉会中の継続調査の申出がありました。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） 以上をもちまして、本定例会に付された議事の全部を終了しましたので、会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る9月3日の開会以来、15日間にわたり熱心に御審議を頂き誠にありがとうございました。

町長をはじめ、町当局の皆様には会期中の間、常に真摯な対応をもって御審議に御協力を頂きありがとうございました。

ここで、町長の御挨拶をお願いします。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。それでは、私のほうから、本定例会終了に当たりまして、執行部を代表させていただき一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして、慎重かつ熱心に御審議を賜り、御承認を頂きましたことをまずもお礼を申し上げます。

本定例会は決算議会ということもありまして、令和2年度の一般会計決算及び特別会計決算に関する審査を、監査委員の方からの決算審査意見書を基に決算審査特別委員会により慎重審議いただき、先ほど渡邊孝委員長から決算審査意見書を頂いたところでございます。その中でのそれぞれの指摘事項、要望事項につきましては、今後内部で十分に検討を行い対応してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

さて、国政におきましては、本日自民党総裁選の告示が行われ、現在候補者の所見発表の演説会が行われているところだと思っております。本日から、それぞれの候補者がコロナ感染防止の観点から全国各地での街頭演説会は避け、初めての取組としての国民から質問を受ける形でのオンラインによる政策討論会が行われるとお聞きしております。いずれにせよ、9月29日の投開票日には、新たな第27代総裁が選出されることになるわけですので、どの方が総裁になられようとも新型コロナウイルス感染症対策や落ち込んだ経済の浮揚対策など非常に厳しいかじ取りが想定されますけれども、私どもが暮らします中山間地域の視点に立った政策の展開を願うところであります。

早いもので来週には秋分の日を迎え、町内では稲刈りをはじめとして本格的な実りの秋を迎えます。また、役場新庁舎も今月28日には開庁する運びとなっております。そして、12月に開催されます第4回定例会については、新庁舎での新たな議場での議会開催となる予定であります。新庁舎の5つのコンセプトの一つであります議会活動を推進する場として、議場の多目的利用を含め、さらなる議会活動の充実につながるものと確信をしております。

結びとなりますが、それぞれの議員の皆様方には公私とも御多忙な時期になると思われますが、健康には十分御留意の上、さらなる御活躍をいただきますようお願いしております。

それでは、簡単ではございますが、以上をもちまして、定例会終了に当たりましての執行部を代表しての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。そして、お疲れさまでございました。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、ありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に御配慮いただき、執行の上に十分反映されますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和3年第3回五ヶ瀬町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時56分閉会

○ 令和3年第3回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第20号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更について)	令和3年 9月3日	-
報告第21号	五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について	令和3年 9月3日	-
報告第22号	五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について	令和3年 9月3日	-
議案第43号	五ヶ瀬町教育長の任命同意について	令和3年 9月3日	同意
議案第44号	五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について	令和3年 9月3日	同意
議案第45号	令和2年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定 について	令和3年 9月17日	認定
議案第46号	令和2年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第47号	令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第48号	令和2年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決 算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第49号	令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第50号	令和2年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第51号	令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算 の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第52号	五ヶ瀬町過疎地域の持続的発展の支援に關する 特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税 免除に關する条例の制定について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第53号	五ヶ瀬町印鑑条例の一部改正について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第54号	五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条 例の一部改正について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第55号	五ヶ瀬町職員の特殊勤務手当に關する条例の一部 改正について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第56号	公の施設に關する条例の一部改正について	令和3年 9月17日	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第57号	五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第58号	令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(第2号)について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第59号	令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第60号	令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第61号	令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第62号	令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	令和3年 9月17日	原案可決
議案第63号	五ヶ瀬町過疎地域持続的発展計画の認定について	令和3年 9月17日	認定
発委第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を国に提出することについて	令和3年 9月17日	原案可決
発議第5号	議員派遣について	令和3年 9月17日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員